

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成28年3月15日提出
【計算期間】	第24特定期間(自 平成27年6月16日至 平成27年12月15日)
【ファンド名】	利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	森川 晃
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、不動産、債券、株式に投資を行なう投資信託証券に投資を行ない、安定した収益の確保と信託財産の成長をめざします。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単体型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単体型投信	国内	株式 債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合

目論見書または投資信託約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (含む日本)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
公債		欧州		
社債				
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 (不動産投信、その 他資産(投資信託 証券(株式、債券)))		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

資産複合 資産配分固定型(不動産投信、その他資産(投資信託証券(株式、債券)))

当ファンドは、不動産投信へ投資を行なうとともに、投資信託証券を通じて株式および債券に投資を行ないません。

「資産配分固定型」とは、目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル(含む日本)

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

ファンドの特色

特色 その1 3つの異なる資産(不動産・債券・株式)に分散投資します。

- ・「不動産」、「債券」および「株式」の3つの異なる資産に分散投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- ・各資産への投資は、各資産を主要投資対象とする投資信託証券を通じて行ないます(ファンド・オブ・ファンズ)。

特色 その2 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

- ・毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
 - ・毎決算時に、インカム収益などを原資として、安定した収益分配を行なうことをめざします。
 - ・基準価額が当初元本(1万口当たり1万円)を下回っている場合においても、分配を行なう場合があります。
- ※なお、分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

特色 その3 原則として、投資する各資産毎の組入比率が以下の範囲内となるよう、各投資信託証券に投資します。

資産	標準組入比率	組入比率変動範囲
不動産等	40%	40%±10%
債券	50%	50%±10%
株式	10%	10%±5%

- ・投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・基準価額変動の低減を図ること、そして高い利回りを提供することを同時に実現することをめざして資産配分を行ないます。
- ・有価証券届出書提出日現在、ベンチマークはありません。
- ・追加設定・解約動向や市況動向などによっては、組入比率が左記の組入比率変動範囲を上回る場合や下回る場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

標準組入比率



3つの資産の標準的な組入比率(標準組入比率)は、①リスク分散の効果が高めること、②安定した利回りを追求すること、③為替変動の影響が、不動産投信、債券、株式の価格変動の影響に比べて大きくなりすぎないこと、④ファンドへの資金流入に対応できることなどを勘案し、不動産40%、債券50%、株式10%としました。

<各資産について>

「Nikko GNMA Fund」(ニッコー・ジニーメイ・ファンド)

◆ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)などの米国高格付証券を中心[※]に投資を行いません。

○ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国国債と同等の信用度を有しながら(2015年12月末現在)、かつ米国国債より高い利回りを期待できます。ただし、ジニーメイ・パス・スルー証券には米国国債と異なったリスク(期限前償還発生の可能性など)があります。

○ジニーメイ・パス・スルー証券の利回りを直接享受するために、原則として為替ヘッジは行いません。

※ジニーメイ・パス・スルー証券の組入比率は高位を維持することを基本としますが、一部について、米国国債など米国の高格付の債券に投資する場合があります。

ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)

○ジニーメイ・パス・スルー証券(GNMA)は、住宅ローン担保証券の一つで、連邦政府機関であるジニーメイ(Government National Mortgage Association)によって完全保証されている住宅ローンを証券化したもので、米国国債と同等の信用力があり、かつ、米国国債に比べ高い利回りを享受できる可能性が高い投資対象です。

<パス・スルー証券とは?>

●パス・スルー証券とは、金融機関が複数の住宅ローンを集合化①(プール②)、証券化③したのから生まれるキャッシュフロー(元利金の返済など④)を受け取る権利、そして、まとめられた住宅ローンの共有持ち分を示す証券です。

●ジニーメイ・パス・スルー証券のキャッシュフロー④は、その元となるローン借入者の毎月の金利および元本返済に直結していますが、ローン借入者の返済が遅っても、その元利金の支払いを米国政府機関であるジニーメイ⑤(米国政府抵当金庫)が完全保証⑥しています。



「Nikko GNMA Fund」(ニッコー・ジニーメイ・ファンド)の運用は、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが行います。

ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、マサチューセッツ州ボストンに本拠を構える米国の独立系投資運用会社です。

その起源は1928年に遡る米国でも歴史のある運用会社の一つです。自社ブランドでの投信販売は行わずに、純粋に資産運用業務のみに専念しています。ウエリントン・マネージメント・グループ全体での運用資産額は約9,269億米ドルにおよび、米国でも大手の一角を担っています。

(2015年12月末現在)



高金利先進国債券マザーファンド

◆信用力が高く、相対的に高金利の主要先進国のソブリン債*を中心に分散投資を行いません。

*ソブリン債とは、各国政府や政府機関が発行する債券の総称です。主要先進国の国債や世界銀行、アジア開発銀行などの国際機関が発行する債券が含まれます。

○主要先進国（OECD加盟国）の中から、健全な財政状況にあり、信用力の高い先進国（原則として、買付時においてスタンダード&プアーズ（S&P）社またはムーディーズ社からAA格またはAa格相当以上の長期債格付を付与された国）のソブリン債に分散投資を行なうことで、安定した収益の獲得をめざします。

※格付は買付後に変更になる場合があります。

○海外の高金利を直接享受するために、原則として為替ヘッジは行いません。

<OECD（経済協力開発機構）とは？>

OECDとは、①財政金融上の安定を維持しながら、雇用・生活水準の向上を達成し、世界経済の発展に貢献する、②発展途上国経済の健全な拡大に寄与する、③世界貿易の多角的・無差別的な拡大に貢献するなどを目的として、1961年に発足した機構であり、30か国を超える国が加盟しています。



日本高配当利回り株式マザーファンド

◆「電力株」や「ガス株」を中心に、わが国の高配当利回り株に投資を行いません。

○ファンドの純資産総額の概ね50%±20%程度は、電力株やガス株に投資し、残りの部分については、わが国の株式の中から、配当利回りが相対的に高い株式に投資を行いません。

○東証電気・ガス業株価指数構成銘柄以外の高配当利回り株式にも積極的に投資します。



国内不動産投信（J-REIT）

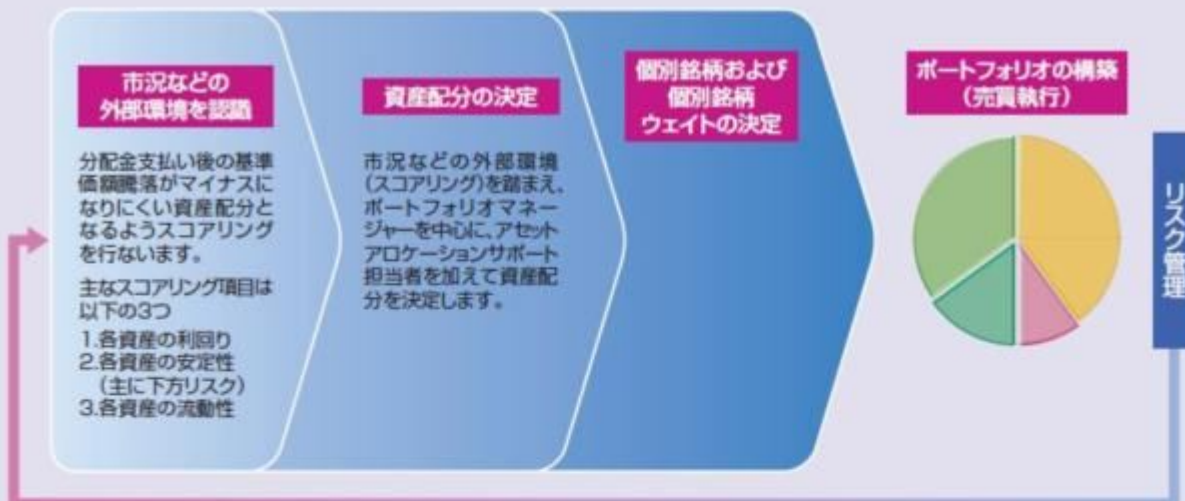
◆国内の金融商品取引所に上場されている不動産投信（J-REIT）を中心に投資を行いません。

○不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託を総称して不動産投信といいます。

○ビル、マンション、オフィス、倉庫などの不動産を中心に運用し、そこから得られる賃料、売却益を投資家に分配（配当）する投資信託です。

○不動産投信の銘柄選定にあたっては、利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行いません。

《運用プロセスについて》



※資金動向・市況動向、残存信託期間・残存元本などによっては上記のような運用ができない場合があります。
 ※上記は2015年12月末現在の運用プロセスであり、将来変更される可能性があります。

ファンドの仕組み

■当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

信託金限度額

- ・5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

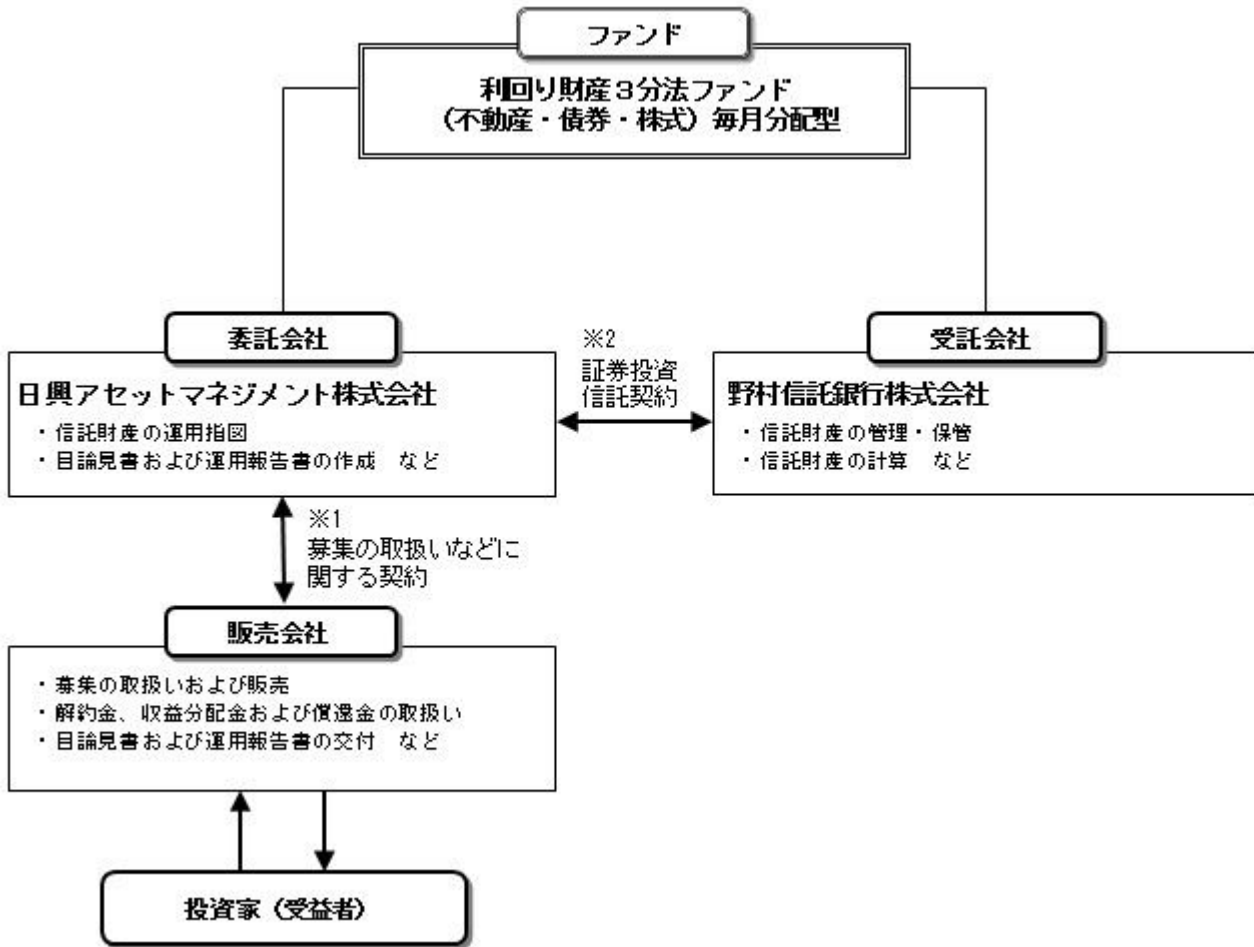
(2) 【ファンドの沿革】

平成15年12月18日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

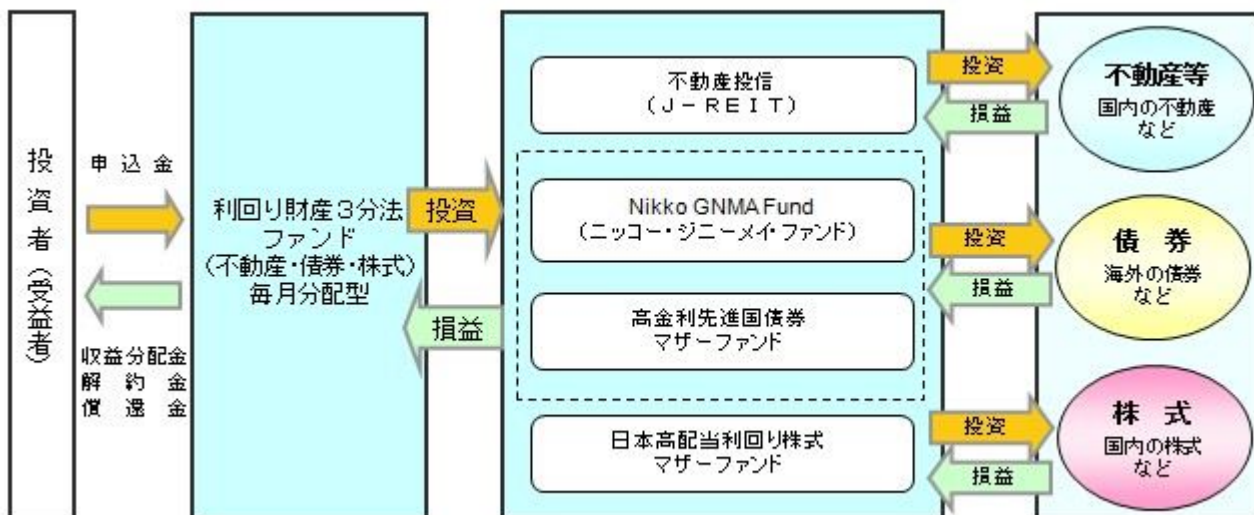
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したものの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したものの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況（平成27年12月末現在）

1) 資本金

17,363百万円

2) 沿革

昭和34年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

平成11年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	179,869,100株	91.29%
DBS Bank Ltd.	6 Shenton Way, #46-00, DBS Building Tower One, Singapore 068809	14,283,400株	7.24%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・主として、投資信託証券に投資を行ない、高いインカム収益の確保を図るとともに、安定した信託財産の成長をめざします。
- ・原則として、ファンドが実質的に保有する以下に掲げる資産の信託財産の純資産総額に対する割合が、それぞれ以下に定める範囲内となるよう、投資信託証券に投資を行ないます。

「不動産等（不動産、不動産の賃借権、地上権およびこれらのものを信託する信託の受益権または匿名組合出資持分をいいます。）」	40% ± 10%
「債券」	50% ± 10%
「株式」	10% ± 5%

- ・投資信託証券への投資にあたっては、国内の金融商品取引所に上場している不動産投信（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）ならびに以下の投資信託証券の中から、各資産毎の利回り水準、市況動向、安定性、流動性などを勘案し、投資を行ないます。

Nikko GNMA Fund（ニッコー・ジニーメイ・ファンド）

高金利先進国債券マザーファンド

日本高配当利回り株式マザーファンド

- ・各投資信託証券の組入比率は、以下の通りとします。

投資信託証券	標準組入比率	組入比率変動範囲
国内不動産投信	40%	40% ± 10%
Nikko GNMA Fund（ニッコー・ジニーメイ・ファンド）	35%	35% ± 10%
高金利先進国債券マザーファンド	15%	15% ± 10%
日本高配当利回り株式マザーファンド	10%	10% ± 5%

- ・なお、不動産投信の銘柄選定にあたっては、利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。
- ・投資信託証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

主として国内の金融商品取引所に上場している不動産投信、次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

- 1) ケイマン籍円建外国投資信託「Nikko GNMA Fund（ニッコー・ジニーメイ・ファンド）」
- 2) 証券投資信託「高金利先進国債券マザーファンド」
- 3) 証券投資信託「日本高配当利回り株式マザーファンド」
- 4) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー
- 5) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
次の取引ができます。
- 1) 資金の借入

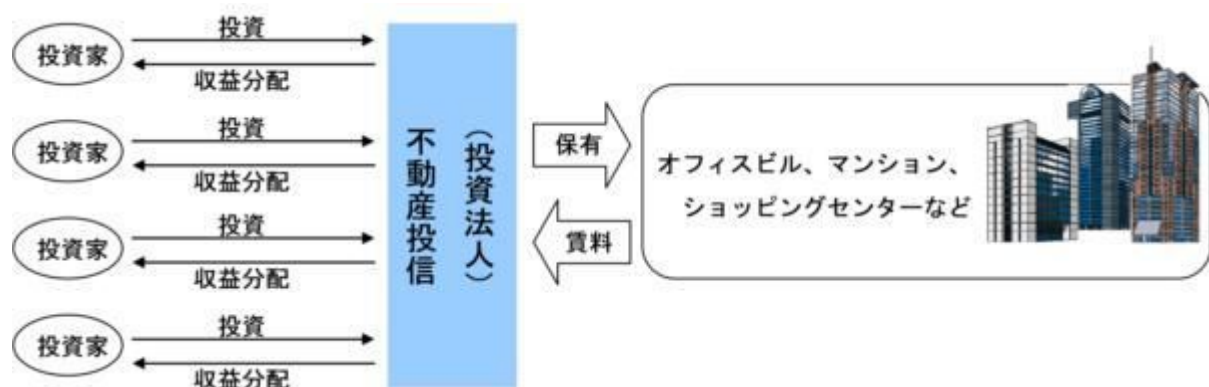
投資対象とする投資信託証券の概要

<不動産投信（J-REIT）>

国内の金融商品取引所に上場されている不動産投信（J-REIT）（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投信等をいいます。以下同じ。）を中心に投資を行ないます。

- ・不動産を主な投資対象とする投資法人あるいは投資信託を総称して不動産投信といいます。
- ・ビル、マンション、オフィス、倉庫などの不動産を中心に運用し、そこから得られる賃料、売却益を投資家に分配（配当）する投資信託です。
- ・不動産投信の銘柄選定にあたっては、利回り水準、市況動向、安定性、流動性に加えて、ファンダメンタルズや割安性の分析も行ない、投資を行ないます。

<不動産投信（J-REIT）の仕組み>



<Nikko GNMA Fund（ニッコー・ジニーメイ・ファンド）>（ケイマン籍円建外国投資信託）

運用の基本方針

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ バークレイズGNMAインデックス（円換算ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざしつつ、高い水準のインカムゲインを獲得することを目指します。 <p>* バークレイズGNMAインデックスとは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社（バークレイズ）が開発、算出、公表している、ジニーメイ発行のMBS市場（グローバル総合適格のもの）のパフォーマンスを表す指数です。（円換算ベース）とは、現地通貨ベースの指数を円換算したものです。</p> <p>同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はバークレイズに帰属します。また、バークレイズは、同指数の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。</p>
主な投資対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期、中期、長期の米国国債ならびにエージェンシー債、政府抵当金庫、連邦抵当金庫、連邦住宅貸付抵当公社、その他の連邦機関の発行する米国エージェンシー・モーゲージ担保パス・スルー証券、または上記機関の保証する証券（不動産担保共同出資を含みます。）、現先取引（レポ取引）を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミドル建ての投資適格債券に投資を行ない、組入比率は原則高位を維持します。 ・ 資産総額の80%以上をジニーメイ・パス・スルー証券に投資します。単一発行体の組入れは、組入れ時の信託財産の資産総額の10%を上限としますが、米国国債ならびにエージェンシー債についてはこの限りではありません。組入れ後の比率が信託財産の資産総額の10%を超える場合の追加組入れは行ないません。 ・ 原則として、為替ヘッジを行ないません。 <p>市況動向や資金動向その他の要因によっては、上記の運用方針に従った運用ができない場合があります。</p>
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資産総額の50%以上を有価証券に投資します。 ・ 原則として、借入れは行ないません。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	純資産総額に対し年率0.5%以内（国内における消費税等相当額はかかりません。）
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	事務管理費用、資産の保管費用、有価証券売買時の売買委託手数料、設立に係る費用、法律顧問費用、監査費用、信託財産に関する租税など。
その他	
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
管理会社	日興AMグローバル・ケイマン・リミテッド
信託期間	2153年11月12日
決算日	原則として、毎年12月31日

上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

<高金利先進国債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	世界の主要先進国の債券に投資を行ない、安定した収益の確保および信託財産の成長を目的として運用を行ないます。
主な投資対象	世界の主要先進国（OECD加盟国）の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などを主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> 世界の主要先進国（OECD加盟国）のうち、信用力が高く、相対的に金利が高い国の国債、州政府債、政府保証債、国際機関債などに投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。 主要先進国（OECD加盟国）の債券の中で、相対的に金利が高い国の債券を選び、国別、通貨別、残存期間を考慮しながら、分散投資を行ない、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。各国の投資比率は、相対的魅力度、流動性、信用力、金利の方向性などの分析をもとに決定します。 外貨建債券への投資にあたっては、為替ヘッジを行ないません。 ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
投資顧問会社	日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッド（投資一任）
信託期間	無期限（平成15年8月5日設定）
決算日	毎年7月10日（休業日の場合は翌営業日）

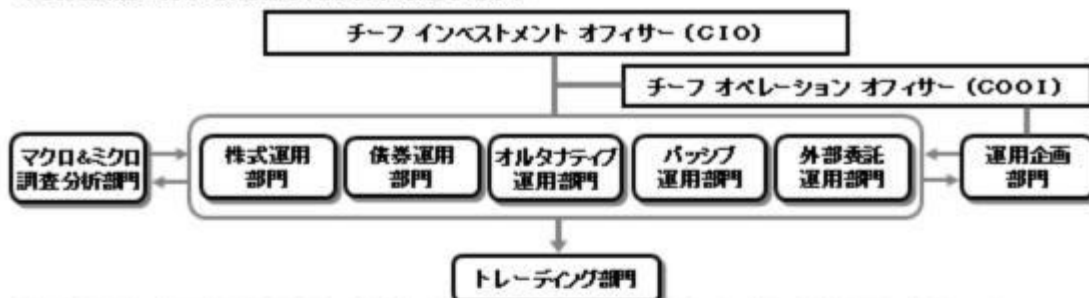
< 日本高配当利回り株式マザーファンド >

運用の基本方針

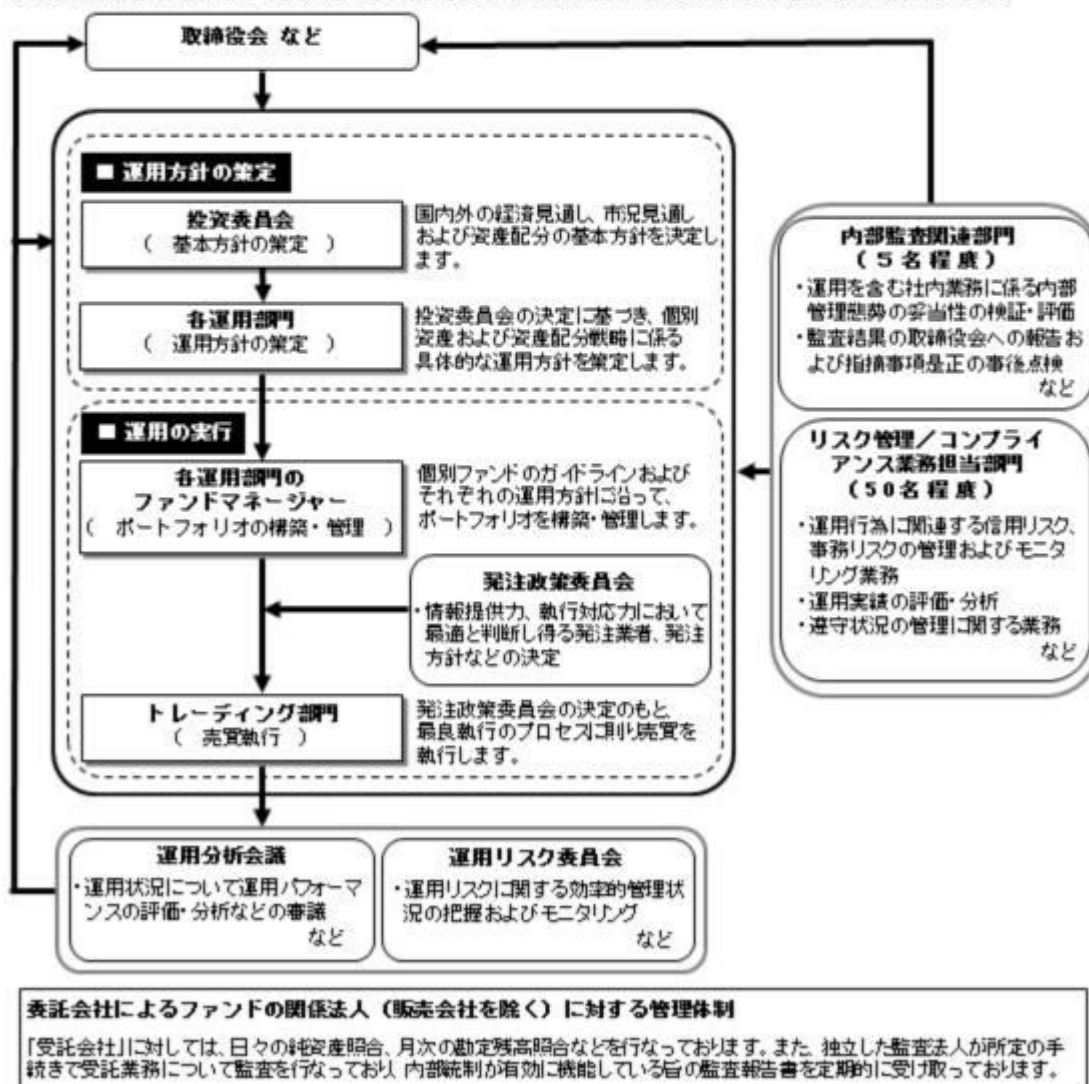
基本方針	中長期的に安定的な収益の獲得をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式を主要投資対象とします。
投資方針	<ul style="list-style-type: none"> ・主として、わが国の金融商品取引所上場株式の中から配当利回りの相対的に高い株式に分散投資を行ない、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ・配当利回りの相対的に高い株式への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やバリュエーション分析を行なった上で投資を行ないます。組入銘柄の見直しは、随時行ないます。 ・株式組入比率は原則として高位を保つことを基本とします。 ・株式以外の資産への投資割合は、原則として、信託財産の総額の50%以下とします。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資割合には制限を設けません。 ・投資信託証券への投資は、信託財産の総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	解約時の基準価額に対し0.3%(1口当たり)
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限(平成15年12月18日設定)
決算日	毎年12月15日(休業日の場合は翌営業日)

(3) 【運用体制】

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



上記体制は平成27年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

< 分配金再投資コース >

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

< 分配金受取りコース >

毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して 5 営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（ 5 ）【投資制限】

約款に定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第 1 号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- 2) 有価証券先物取引等の派生商品取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。
- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託証券への投資は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行なわれる場合も含まれます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 5) 不動産投信については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 6) 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- 7) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ）解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- 八）借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内
 - 二）解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とします。
 - ホ）再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

3 【投資リスク】

（ 1 ）ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴いません。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

- ・ 投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様へ帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドは、主に不動産投信、債券および株式を実質的な投資対象としますので、不動産投信、債券および株式の価格の下落や、不動産投信、債券および株式の発行体の財務状況や業績の悪化、不動産の市況の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なりリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- ・ 一般に不動産投信は、不動産や不動産証券化商品に投資して得られる収入や売却益などを収益源としており、不動産を取り巻く環境や規制、賃料水準、稼働率、不動産市況や長短の金利動向、マクロ経済の変化など様々な要因により価格が変動します。また、不動産の老朽化や立地条件の変化、火災、自然災害などに伴う不動産の滅失・毀損などにより、その価格が影響を受ける可能性もあります。不動産投信の財務状況、業績や市況環境が悪化する場合、不動産投信の分配金や価格は下がり、ファンドに損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・ 一般に株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- ・ 不動産投信が支払不能や債務超過の状態になった場合、またはそうなることが予想される場合、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も不動産投信の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ 一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・ 格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ 一般に投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れや廃止となる場合も発行体の株式などの価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。
- ・ ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

デリバティブリスク

金融契約に基づくデリバティブとよばれる金融派生商品を用いることがあり、その価値は基礎となる原資産価値などに依存し、またそれらによって変動します。デリバティブの価値は、種類によっては、基礎となる原資産の価値以上に変動することがあります。また、取引相手の倒産などにより、当初の契約通りの取引を実行できず損失を被るリスク、取引を決済する場合に反対売買ができなくなるリスク、理論価格よりも大幅に不利な条件でしか反対売買ができなくなるリスクなどがあります。

延長リスク/期限前償還リスク

- ・ 住宅ローン担保証券においては、原資産となっているローン（住宅ローン、リース・ローンなど）の期限前返済の増減に伴うデュレーションの変化によって、当該証券の価格が変化するリスクがあります。
- ・ 一般に金利上昇局面においては、ローンの借換えの減少などを背景に期限前償還が予想以上に減少

し、金利低下局面においては、ローンの借換えの増加などを背景に期限前償還が予想以上に増加する傾向があります。

期限前償還に伴う再投資リスク

住宅ローン担保証券が期限前償還された場合には、償還された金銭を再投資することになります。金利低下局面においては、再投資した利回りが償還まで持ち続けられた場合の利回りより低くなる可能性があります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

・投資対象とする投資信託証券に関する事項

諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを含みます。)と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

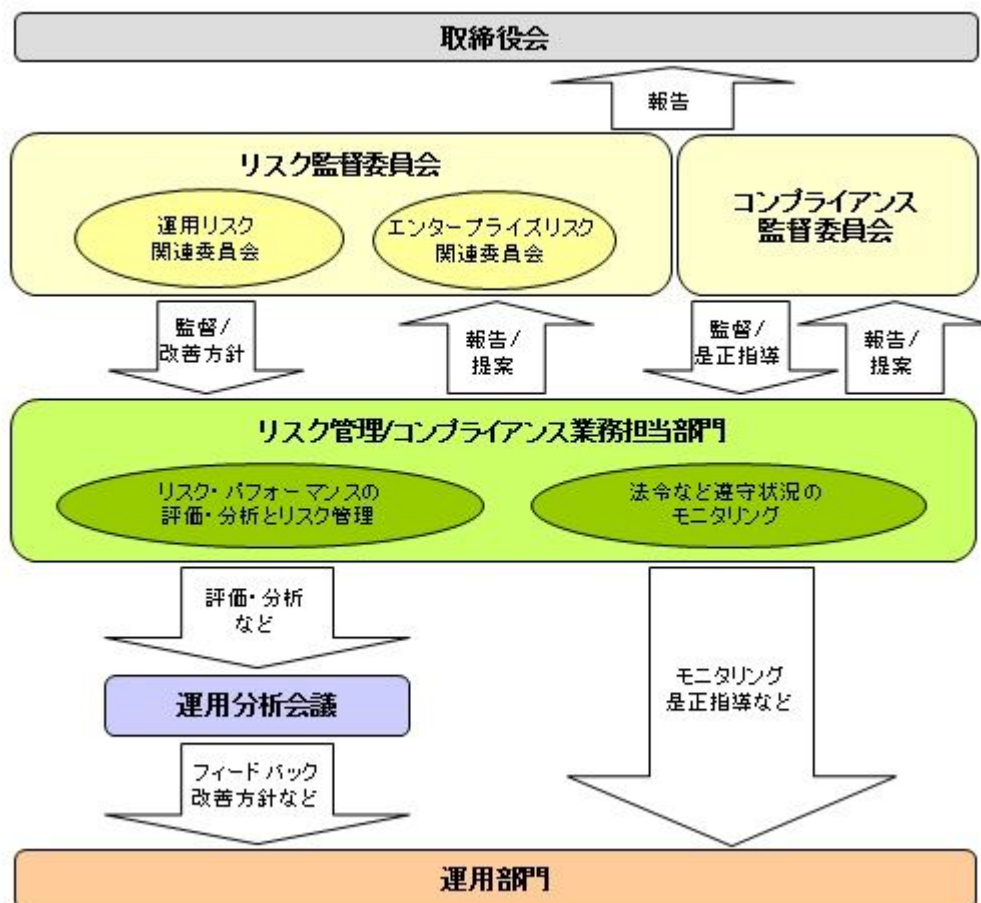
・運用制限や規制上の制限に関する事項

関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社またはその関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社またはその関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制



全社的なリスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理/コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別委員会においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク、事務リスク、システムリスクなど）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスクの管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用分析会議に報告し、運用リスクの管理状況についてはリスク監督委員会あるいはその部門別委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

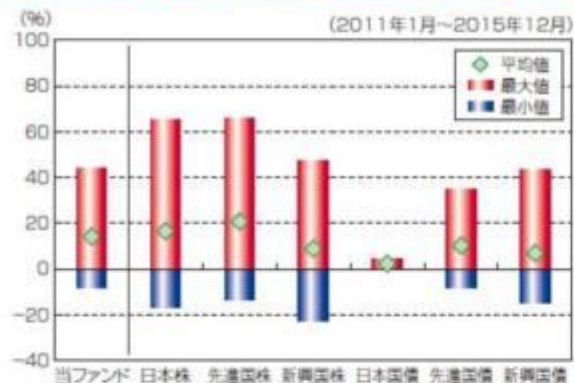
法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

上記体制は平成27年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	14.2%	16.6%	20.7%	8.8%	2.3%	10.2%	6.9%
最大値	44.4%	65.0%	65.7%	47.4%	4.5%	34.9%	43.7%
最小値	-7.9%	-17.0%	-13.6%	-22.8%	0.4%	-7.9%	-15.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年1月から2015年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……東証株価指数(TOPIX、配当込)

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

日本国債……NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債……シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ティバー・シファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX、配当込)

当指数は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込、円ベース)

当指数は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

当指数は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2011年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、当指数に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLC に帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとしします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.16%（税抜2%）が上限となっております。
 - ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
 - ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- 申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.08%（税抜1%）
投資対象とする投資信託証券	0.175%程度
実質的負担	1.255%（税抜1.175%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.08%（税抜1%）の率を乗じて得た額とします。
 - ・投資対象とする投資信託証券の組入れに係る信託報酬率（年率）0.175%程度 がかかり、受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は1.255%（税抜1.175%）程度となります。
- 投資対象とする投資信託証券の信託報酬率（年率）は、「Nikko GNMA Fund（ニッコー・ジニーメイ・ファンド）」を35%組み入れると想定した場合の概算値です。
- この他に、投資対象とする不動産投信（J-REIT）には運用などに係る費用がかかりますが、投資する不動産投信（J-REIT）の銘柄は固定されていないため、事前に料率、上限額などを表示することができません。
- 投資対象とする投資信託証券の信託報酬の詳細については、「第1 ファンドの状況 - 2 投資方針 - （2）投資対象」 - 「投資対象とする投資信託証券の概要」をご覧ください。
- * 受益者が実質的に負担する信託報酬率（年率）は、投資対象とする投資信託証券の組入比率などによ

り変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

純資産総額	信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.00%	販売会社と受託会社への配分を 除いたもの	0.48%	0.06%
100億円超の部分			0.53%	0.04%

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

販売会社の配分は販売会社毎の純資産総額に応じて決定します。受託会社の配分はファンド全体の純資産総額に応じて決定します。

投資対象とする「高金利先進国債券マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

< 投資対象とする投資信託証券に係る費用 >

「Nikko GNMA Fund（ニッコー・ジニーメイ・ファンド）」

- ・ 事務管理費用
- ・ 資産の保管費用
- ・ 有価証券売買時の売買委託手数料
- ・ 設立に係る費用
- ・ 法律顧問費用
- ・ 監査費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

「高金利先進国債券マザーファンド」

「日本高配当利回り株式マザーファンド」

- ・ 組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・ 信託事務の処理に要する諸費用
- ・ 信託財産に関する租税 など

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

* 監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアNISA）が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

- 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

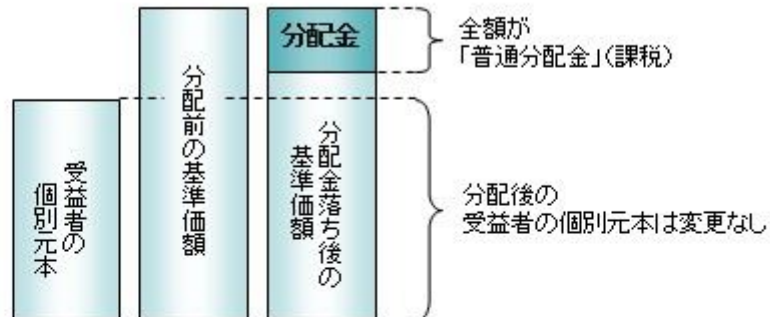
普通分配金と元本払戻金（特別分配金）

- 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- 受益者が収益分配金を受け取る際
 - 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

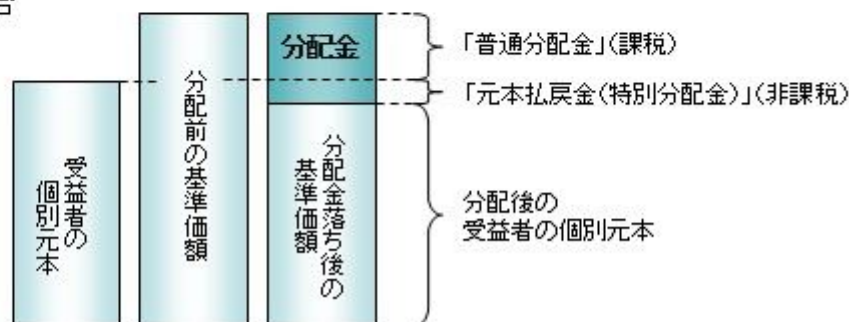
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



上記は平成28年 3月15日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型】

以下の運用状況は2015年12月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	ケイマン	3,062,924,950	35.95
投資証券	日本	2,753,067,000	32.31
親投資信託受益証券	日本	2,409,999,475	28.28
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		294,634,360	3.46
合計(純資産総額)		8,520,625,785	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資信託受益証券	Nikko GNMA Fund	2,455,447,291	1.25	3,076,675,455	1.24	3,062,924,950	35.95
日本	親投資信託受益証券	高金利先進国債券マザーファンド	725,912,178	2.2819	1,656,458,999	2.2640	1,643,465,170	19.29
日本	親投資信託受益証券	日本高配当利回り株式マザーファンド	427,968,458	1.7375	743,595,195	1.7911	766,534,305	9.00
日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	370	557,279.28	206,193,337	577,000	213,490,000	2.51
日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	340	554,000	188,360,000	587,000	199,580,000	2.34
日本	投資証券	日本リテールファンド投資法人 投資証券	660	218,600	144,276,000	232,200	153,252,000	1.80
日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	970	146,815.08	142,410,631	149,400	144,918,000	1.70
日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	720	154,774.37	111,437,549	164,000	118,080,000	1.39
日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	1,630	66,022.92	107,617,371	70,400	114,752,000	1.35
日本	投資証券	G L P 投資法人 投資証券	910	115,800	105,378,000	116,800	106,288,000	1.25
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	1,110	88,700	98,457,000	89,500	99,345,000	1.17
日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	450	212,200	95,490,000	218,500	98,325,000	1.15
日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	230	410,500	94,415,000	413,000	94,990,000	1.11
日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	600	152,700	91,620,000	156,400	93,840,000	1.10
日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	340	258,071.2	87,744,210	265,700	90,338,000	1.06
日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	130	609,695.99	79,260,479	654,000	85,020,000	1.00
日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	160	477,552.21	76,408,354	484,500	77,520,000	0.91
日本	投資証券	ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	130	529,000	68,770,000	565,000	73,450,000	0.86
日本	投資証券	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	140	521,000	72,940,000	513,000	71,820,000	0.84
日本	投資証券	森トラスト総合リート投資法人 投資証券	340	207,033.89	70,391,525	206,300	70,142,000	0.82
日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	410	149,852.45	61,439,506	155,000	63,550,000	0.75
日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	130	419,997.87	54,599,724	420,000	54,600,000	0.64
日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	90	557,111.57	50,140,042	576,000	51,840,000	0.61
日本	投資証券	ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	200	250,400	50,080,000	255,200	51,040,000	0.60
日本	投資証券	日本賃貸住宅投資法人 投資証券	590	80,970.2	47,772,418	85,400	50,386,000	0.59
日本	投資証券	大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	190	242,770.78	46,126,450	249,600	47,424,000	0.56
日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人 投資証券	35	1,197,320.17	41,906,206	1,256,000	43,960,000	0.52
日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	170	227,292.71	38,639,762	234,300	39,831,000	0.47
日本	投資証券	いちごオフィスリート投資法人 投資証券	450	83,700	37,665,000	86,800	39,060,000	0.46
日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	80	482,000	38,560,000	473,000	37,840,000	0.44

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	35.95
投資証券	32.31
親投資信託受益証券	28.28
合 計	96.54

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第5特定期間末 (2006年 6月15日)	31,727	31,860	1.1929	1.1979
第6特定期間末 (2006年12月15日)	52,571	52,773	1.3025	1.3075
第7特定期間末 (2007年 6月15日)	63,073	63,388	1.4021	1.4091
第8特定期間末 (2007年12月17日)	55,515	55,832	1.2288	1.2358
第9特定期間末 (2008年 6月16日)	47,748	48,059	1.0765	1.0835
第10特定期間末 (2008年12月15日)	34,382	34,678	0.8155	0.8225
第11特定期間末 (2009年 6月15日)	34,029	34,319	0.8201	0.8271
第12特定期間末 (2009年12月15日)	31,267	31,552	0.7660	0.7730
第13特定期間末 (2010年 6月15日)	29,511	29,780	0.7680	0.7750
第14特定期間末 (2010年12月15日)	27,718	27,968	0.7735	0.7805
第15特定期間末 (2011年 6月15日)	23,607	23,837	0.7202	0.7272
第16特定期間末 (2011年12月15日)	18,376	18,580	0.6296	0.6366
第17特定期間末 (2012年 6月15日)	16,763	16,949	0.6292	0.6362
第18特定期間末 (2012年12月17日)	15,520	15,683	0.6670	0.6740
第19特定期間末 (2013年 6月17日)	15,002	15,143	0.7438	0.7508
第20特定期間末 (2013年12月16日)	13,553	13,677	0.7648	0.7718
第21特定期間末 (2014年 6月16日)	12,338	12,450	0.7705	0.7775
第22特定期間末 (2014年12月15日)	12,179	12,279	0.8541	0.8611
第23特定期間末 (2015年 6月15日)	10,463	10,512	0.8556	0.8596
第24特定期間末 (2015年12月15日)	8,496	8,517	0.8074	0.8094

2014年12月末日	12,309		0.8706
2015年 1月末日	11,790		0.8565
2月末日	11,542		0.8660
3月末日	11,105		0.8623
4月末日	10,815		0.8614
5月末日	10,789		0.8732
6月末日	10,239		0.8463
7月末日	9,938		0.8461
8月末日	9,172		0.8099
9月末日	8,908		0.8051
10月末日	8,932		0.8237
11月末日	8,838		0.8283
12月末日	8,520		0.8164

(注)分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第5特定期間	2005年12月16日～2006年 6月15日	0.0260
第6特定期間	2006年 6月16日～2006年12月15日	0.0300
第7特定期間	2006年12月16日～2007年 6月15日	0.0400
第8特定期間	2007年 6月16日～2007年12月17日	0.0420
第9特定期間	2007年12月18日～2008年 6月16日	0.0420
第10特定期間	2008年 6月17日～2008年12月15日	0.0420
第11特定期間	2008年12月16日～2009年 6月15日	0.0420
第12特定期間	2009年 6月16日～2009年12月15日	0.0420
第13特定期間	2009年12月16日～2010年 6月15日	0.0420
第14特定期間	2010年 6月16日～2010年12月15日	0.0420
第15特定期間	2010年12月16日～2011年 6月15日	0.0420
第16特定期間	2011年 6月16日～2011年12月15日	0.0420
第17特定期間	2011年12月16日～2012年 6月15日	0.0420
第18特定期間	2012年 6月16日～2012年12月17日	0.0420
第19特定期間	2012年12月18日～2013年 6月17日	0.0420
第20特定期間	2013年 6月18日～2013年12月16日	0.0420
第21特定期間	2013年12月17日～2014年 6月16日	0.0420
第22特定期間	2014年 6月17日～2014年12月15日	0.0420
第23特定期間	2014年12月16日～2015年 6月15日	0.0240
第24特定期間	2015年 6月16日～2015年12月15日	0.0120

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第5特定期間	2005年12月16日～2006年 6月15日	1.30
第6特定期間	2006年 6月16日～2006年12月15日	11.70
第7特定期間	2006年12月16日～2007年 6月15日	10.72
第8特定期間	2007年 6月16日～2007年12月17日	9.36
第9特定期間	2007年12月18日～2008年 6月16日	8.98
第10特定期間	2008年 6月17日～2008年12月15日	20.34
第11特定期間	2008年12月16日～2009年 6月15日	5.71
第12特定期間	2009年 6月16日～2009年12月15日	1.48
第13特定期間	2009年12月16日～2010年 6月15日	5.74
第14特定期間	2010年 6月16日～2010年12月15日	6.18
第15特定期間	2010年12月16日～2011年 6月15日	1.46
第16特定期間	2011年 6月16日～2011年12月15日	6.75
第17特定期間	2011年12月16日～2012年 6月15日	6.61
第18特定期間	2012年 6月16日～2012年12月17日	12.68
第19特定期間	2012年12月18日～2013年 6月17日	17.81
第20特定期間	2013年 6月18日～2013年12月16日	8.47
第21特定期間	2013年12月17日～2014年 6月16日	6.24
第22特定期間	2014年 6月17日～2014年12月15日	16.30
第23特定期間	2014年12月16日～2015年 6月15日	2.99
第24特定期間	2015年 6月16日～2015年12月15日	4.23

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第5特定期間	2005年12月16日～2006年 6月15日	10,216,268,700	1,529,393,038
第6特定期間	2006年 6月16日～2006年12月15日	16,217,615,593	2,451,083,787
第7特定期間	2006年12月16日～2007年 6月15日	10,725,576,411	6,102,789,316
第8特定期間	2007年 6月16日～2007年12月17日	3,137,572,190	2,946,437,457
第9特定期間	2007年12月18日～2008年 6月16日	1,549,276,822	2,371,413,552
第10特定期間	2008年 6月17日～2008年12月15日	1,003,414,638	3,196,492,633
第11特定期間	2008年12月16日～2009年 6月15日	770,846,513	1,436,706,981
第12特定期間	2009年 6月16日～2009年12月15日	1,181,921,924	1,860,891,075
第13特定期間	2009年12月16日～2010年 6月15日	623,046,207	3,014,618,160
第14特定期間	2010年 6月16日～2010年12月15日	529,350,038	3,121,479,167
第15特定期間	2010年12月16日～2011年 6月15日	587,409,019	3,640,128,021
第16特定期間	2011年 6月16日～2011年12月15日	429,744,670	4,024,505,293
第17特定期間	2011年12月16日～2012年 6月15日	407,457,659	2,951,951,605
第18特定期間	2012年 6月16日～2012年12月17日	426,182,529	3,800,256,322

第19特定期間	2012年12月18日～2013年 6月17日	252,601,541	3,349,329,422
第20特定期間	2013年 6月18日～2013年12月16日	204,899,779	2,654,105,223
第21特定期間	2013年12月17日～2014年 6月16日	157,012,780	1,864,667,812
第22特定期間	2014年 6月17日～2014年12月15日	137,860,067	1,892,167,614
第23特定期間	2014年12月16日～2015年 6月15日	75,676,796	2,105,572,166
第24特定期間	2015年 6月16日～2015年12月15日	39,811,600	1,745,687,247

（参考）

高金利先進国債券マザーファンド

以下の運用状況は2015年12月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	107,369,180,748	19.33
	カナダ	4,209,108,085	0.76
	フィンランド	3,032,587,687	0.55
	イギリス	86,527,905,080	15.58
	ノルウェー	15,787,299,694	2.84
	オーストラリア	9,745,646,260	1.75
	ニュージーランド	19,962,256,383	3.59
	小計	246,633,983,937	44.41
地方債証券	カナダ	28,642,959,994	5.16
	オーストラリア	33,979,643,774	6.12
	ニュージーランド	26,276,678,162	4.73
	小計	88,899,281,930	16.01
特殊債券	カナダ	2,082,022,571	0.37
	ドイツ	70,169,821,435	12.64
	オランダ	28,614,659,207	5.15
	フィンランド	968,725,419	0.17
	イギリス	5,894,716,600	1.06
	スウェーデン	2,988,062,998	0.54
	ノルウェー	20,516,347,874	3.69
	オーストラリア	6,094,285,579	1.10
	国際機関	71,729,516,386	12.92
	小計	209,058,158,069	37.64
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		10,754,723,091	1.94
合計（純資産総額）		555,346,147,027	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	300,000,000	12,321.06	36,963,195,937	12,260.76	36,782,280,937	2.250	2021/7/31	6.62
イギリス	国債証券	UNITED KINGDOM GILT	125,000,000	17,852.67	22,315,849,684	18,016.43	22,520,543,397	2.000	2025/9/7	4.06
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	161,800,000	12,240.29	19,804,797,918	12,000.69	19,417,124,510	2.000	2022/7/31	3.50
イギリス	国債証券	UK TREASURY	100,000,000	18,376.36	18,376,363,552	18,569.52	18,569,521,040	2.250	2023/9/7	3.34
イギリス	国債証券	UK TREASURY	85,000,000	19,837.37	16,861,770,410	20,040.46	17,034,394,300	3.250	2044/1/22	3.07
ニュージーランド	国債証券	NEW ZEALAND INDEX LINKED	175,000,000	8,413.41	15,182,853,221	8,144.92	14,753,928,001	2.000	2025/9/20	2.66
オーストラリア	地方債証券	QUEENSLAND TREASURY CORP	167,000,000	8,902.82	14,867,710,628	8,763.72	14,635,418,863	7.125	2017/9/18	2.64
カナダ	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF	110,000,000	11,835.97	13,019,570,408	11,694.03	12,863,443,175	2.000	2022/10/23	2.32
アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	100,000,000	11,749.11	11,749,110,078	11,752.87	11,752,879,141	2.000	2025/2/15	2.12
アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	100,000,000	11,839.25	11,839,259,721	11,513.29	11,513,299,135	0.250	2025/1/15	2.07
イギリス	国債証券	UK TREASURY	50,000,000	22,638.84	11,319,424,413	22,727.85	11,363,927,225	5.000	2025/3/7	2.05
オーストラリア	地方債証券	NEW S WALES TREASURY CRP	75,000,000	10,237.40	9,448,522,818	10,429.75	9,679,332,599	2.750	2025/11/20	1.74
国際機関	特殊債券	EUROFIMA	80,000,000	12,012.18	9,609,751,307	11,934.98	9,547,989,338	1.750	2020/5/29	1.72
ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	100,000,000	9,393.74	9,393,746,460	9,310.48	9,310,481,824	4.250	2023/1/24	1.68
カナダ	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF	100,000,000	9,244.78	9,244,788,000	9,151.27	9,151,276,288	4.250	2024/11/27	1.65
ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	100,000,000	9,079.91	9,079,912,610	8,950.77	8,950,774,315	5.375	2024/4/23	1.61
ニュージーランド	地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	100,000,000	8,820.17	8,820,177,860	8,693.45	8,693,450,500	5.000	2019/3/15	1.57
オランダ	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	86,000,000	9,944.48	8,552,254,293	9,927.65	8,537,782,309	5.250	2024/5/20	1.54
国際機関	特殊債券	INTL BK RECON & DEVELOP	70,000,000	12,151.44	8,506,011,808	12,179.20	8,525,446,903	2.500	2024/11/25	1.54
オランダ	特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN	80,000,000	9,519.97	7,615,982,936	9,287.57	7,430,060,908	9.500	2018/2/8	1.34
ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	80,000,000	8,829.97	7,063,983,212	8,695.73	6,956,589,728	7.000	2017/5/10	1.25
カナダ	地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF	54,000,000	12,488.56	6,743,822,999	12,274.51	6,628,240,531	2.650	2021/9/22	1.19
ニュージーランド	地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC	80,000,000	8,137.30	6,509,842,644	8,182.48	6,545,991,756	3.000	2020/4/15	1.18
イギリス	国債証券	UK TREASURY	35,000,000	17,864.43	6,252,552,586	18,071.08	6,324,878,840	1.750	2022/9/7	1.14
オーストラリア	特殊債券	EXPORT FIN & INS CORP	65,000,000	9,422.43	6,124,585,449	9,375.82	6,094,285,579	4.280	2026/2/12	1.10
ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	50,000,000	12,219.60	6,109,801,075	12,130.35	6,065,175,375	2.250	2021/10/1	1.09
アメリカ	国債証券	TSY INFL IX N/B	50,000,000	12,092.35	6,158,620,968	11,880.55	6,033,302,817	0.125	2020/4/15	1.09
ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	50,000,000	11,925.31	5,962,656,874	11,959.07	5,979,536,244	2.375	2025/6/10	1.08

ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	50,000,000	11,705.79	5,852,898,760	11,733.55	5,866,777,956	1.875	2023/4/17	1.06
ドイツ	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK	50,000,000	11,593.04	5,796,522,630	11,638.26	5,819,130,975	2.000	2025/1/13	1.05

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	44.41
地方債証券	16.01
特殊債券	37.64
合計	98.06

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

日本高配当利回り株式マザーファンド

以下の運用状況は2015年12月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	4,649,347,350	95.33
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		227,696,684	4.67
合計(純資産総額)		4,877,044,034	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	620,000	568.00	352,160,000	570.80	353,896,000	7.26
日本	株式	中部電力	電気・ガス業	160,700	1,657.16	266,306,860	1,662.50	267,163,750	5.48
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	31,300	7,324.00	229,241,200	7,488.00	234,374,400	4.81

日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	532,000	424.90	226,046,800	438.40	233,228,800	4.78
日本	株式	東北電力	電気・ガス業	130,900	1,423.00	186,270,700	1,520.00	198,968,000	4.08
日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	36,200	4,524.90	163,801,590	4,606.00	166,737,200	3.42
日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	215,000	743.00	159,745,000	757.10	162,776,500	3.34
日本	株式	電源開発	電気・ガス業	37,400	4,126.17	154,318,920	4,325.00	161,755,000	3.32
日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	28,800	4,598.91	132,448,860	4,836.00	139,276,800	2.86
日本	株式	中国電力	電気・ガス業	72,400	1,508.00	109,179,200	1,600.00	115,840,000	2.38
日本	株式	東邦瓦斯	電気・ガス業	130,000	759.00	98,670,000	785.00	102,050,000	2.09
日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	412,700	237.00	97,811,880	243.50	100,492,450	2.06
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	77,700	1,237.97	96,190,500	1,279.50	99,417,150	2.04
日本	株式	M S & A D インシュアランスグループホールディングス	保険業	27,100	3,388.32	91,823,580	3,570.00	96,747,000	1.98
日本	株式	北陸電力	電気・ガス業	51,100	1,696.00	86,665,600	1,795.00	91,724,500	1.88
日本	株式	四国電力	電気・ガス業	46,500	1,758.97	81,792,480	1,900.00	88,350,000	1.81
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	59,900	1,448.64	86,773,610	1,442.00	86,375,800	1.77
日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	20,400	3,776.00	77,030,400	3,910.00	79,764,000	1.64
日本	株式	住友商事	卸売業	62,100	1,229.50	76,351,950	1,240.50	77,035,050	1.58
日本	株式	三菱商事	卸売業	37,400	1,982.36	74,140,390	2,028.00	75,847,200	1.56
日本	株式	損保ジャパン日本興亜ホールディングス	保険業	18,500	3,703.00	68,505,500	4,011.00	74,203,500	1.52
日本	株式	日本郵船	海運業	229,000	293.17	67,138,200	295.00	67,555,000	1.39
日本	株式	住友化学	化学	83,000	664.00	55,112,000	701.00	58,183,000	1.19
日本	株式	ジェイ エフ イー ホールディングス	鉄鋼	27,500	1,779.45	48,935,090	1,920.00	52,800,000	1.08
日本	株式	野村ホールディングス	証券、商品先物取引業	70,500	681.50	48,045,750	679.10	47,876,550	0.98
日本	株式	三菱ケミカルホールディングス	化学	61,700	757.30	46,725,410	774.30	47,774,310	0.98
日本	株式	富士重工業	輸送用機器	9,300	4,861.00	45,207,300	5,027.00	46,751,100	0.96
日本	株式	第一三共	医薬品	18,400	2,461.50	45,291,600	2,510.50	46,193,200	0.95
日本	株式	オリックス	その他金融業	26,400	1,643.66	43,392,720	1,715.50	45,289,200	0.93
日本	株式	日本たばこ産業	食料品	9,500	4,319.00	41,030,500	4,471.00	42,474,500	0.87

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	鉱業	0.26
		建設業	1.27
		食料品	0.87
		パルプ・紙	0.83
		化学	5.42

	医薬品	0.95
	石油・石炭製品	0.10
	ゴム製品	1.09
	ガラス・土石製品	0.13
	鉄鋼	1.97
	非鉄金属	1.06
	機械	1.96
	電気機器	1.96
	輸送用機器	11.19
	電気・ガス業	34.24
	海運業	1.39
	情報・通信業	4.75
	卸売業	8.72
	小売業	0.54
	銀行業	9.86
	証券、商品先物取引業	0.98
	保険業	3.71
	その他金融業	1.00
	不動産業	0.84
	サービス業	0.26
合 計		95.33

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

2015年12月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額……………8,164円

純資産総額……………85.20億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2005年12月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2015年8月	2015年9月	2015年10月	2015年11月	2015年12月	最近1年間累計	設定来累計
20円	20円	20円	20円	20円	360円	8,322円

主要な資産の状況

<資産構成比>

	組入比率
不動産投資(A)	32.3%
債券等	55.2%
(Nikko GNMA Fund)(B)	(35.9%)
(高金利先進国債券マザーファンド)(C)	(19.3%)
株式(日本配当利回り株式マザーファンド)(D)	9.0%
現金その他	3.5%

※組入比率は、純資産総額に対する比率です。
 ※各数値は、組み入れている投資信託証券をベースとしています。

不動産投資(A)

<不動産投資組入上位銘柄>

順位	銘柄	比率
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	2.5%
2	ジャパリアリアルエステイト投資法人 投資証券	2.3%
3	日本リテールファンド投資法人 投資証券	1.8%
4	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	1.7%
5	ユナイテッドアーバン投資法人 投資証券	1.4%

※比率は、当ファンドの純資産総額に対する比率です。

株式(D)

<株式組入上位銘柄>

順位	銘柄	業種	比率
1	東京瓦斯	電気・ガス業	7.3%
2	中部電力	電気・ガス業	5.5%
3	トヨタ自動車	輸送用機器	4.8%
4	大塚瓦斯	電気・ガス業	4.8%
5	東北電力	電気・ガス業	4.1%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

ジニーメイバース・スルー証券(B)

<利回り等>

平均クーポン	3.97%
平均直落利回り	3.81%
平均最終利回り	2.71%
平均デュレーション	4.2年
平均残存期間	5.8年

<証券格付別構成比率>

Aaa	100.0%
Aa	0.0%
A以下	0.0%
無格付	0.0%

※格付は、ムーディーズ社によるものを原則としています。

<証券別投資比率>

国名	比率
米国	100.0%

※ウエルントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーより提供された情報です。
 ※上記は個別証券について加重平均したものです。
 ※直落利回りは、証券の時価総額に対する1年間に受取る利息の割合を表したものです。
 ※最終利回りは、証券を満期まで保有した場合の利回りです。
 ※各利回りは、将来得られる期待利回りを示すものではありません。
 ※「証券別投資比率」「証券格付別構成比率」は、Nikko GNMA Fundの組入証券時価総額に対する比率です。

債券 高金利先進国債券(C)

<債券別投資比率>

国名	比率	国名	比率
1 アメリカ	42.3%	4 オーストラリア	17.2%
2 ニュージーランド	19.3%	5 ノルウェー	3.9%
3 イギリス	17.3%		

<債券組入上位銘柄>

順位	銘柄	クーポン	償還日	比率
1	US TREASURY N/B	2.25%	2021/7/31	6.8%
2	UNITED KINGDOM GILT	2.00%	2025/9/7	4.1%
3	US TREASURY N/B	2.00%	2022/7/31	3.6%
4	UK TREASURY	2.25%	2023/9/7	3.4%
5	UK TREASURY	3.25%	2044/1/22	3.1%

※「債券別投資比率」「債券組入上位銘柄」は、マザーファンドの組入債券時価総額に対する比率です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ※当ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。なお、収益分配金を再投資せず、お客さまの指定口座に入金の取扱いを希望される場合、別途、販売会社との間で「定期引出契約」を結んでいただきます。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が下記のいずれかに該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ケイマンの銀行休業日

(6) 申込制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、月毎の申込総額が運用上の支障をきたす額に達する見込みとなった場合や、1日・1件当たり1億円を上回る大口の申込みには、委託会社の申出により受付制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。な

お、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行休業日

ケイマンの銀行休業日

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、1日・1件当たり1億円を上回る大口の解約には、委託会社の申出により受付時間制限などの受付制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日(この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。)に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

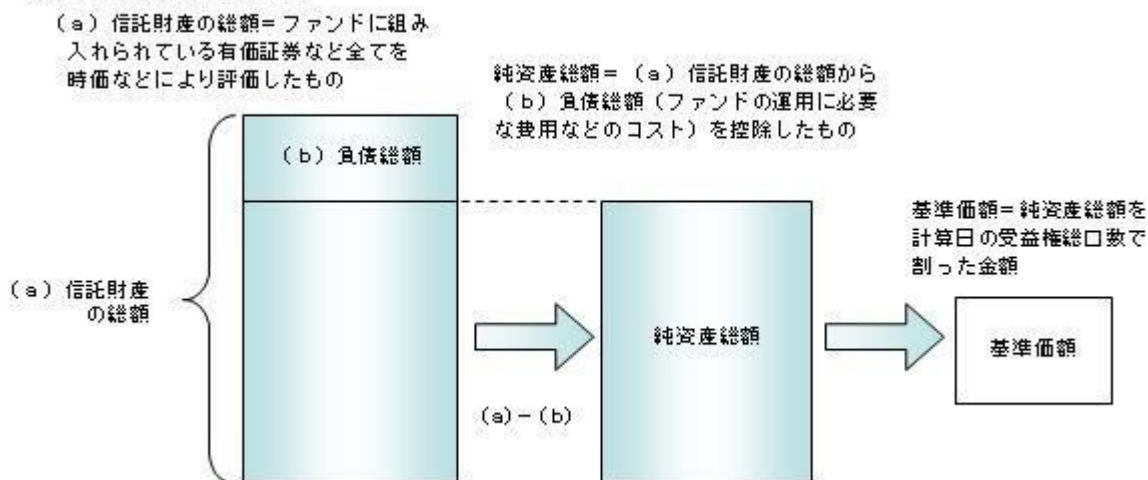
(1)【資産の評価】

基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

< 基準価額算出の流れ >



有価証券などの評価基準

- 信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

< 主な資産の評価方法 >

国内上場不動産投信

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

日興アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（平成15年12月18日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - 受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

八) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内(1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。)に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。)
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

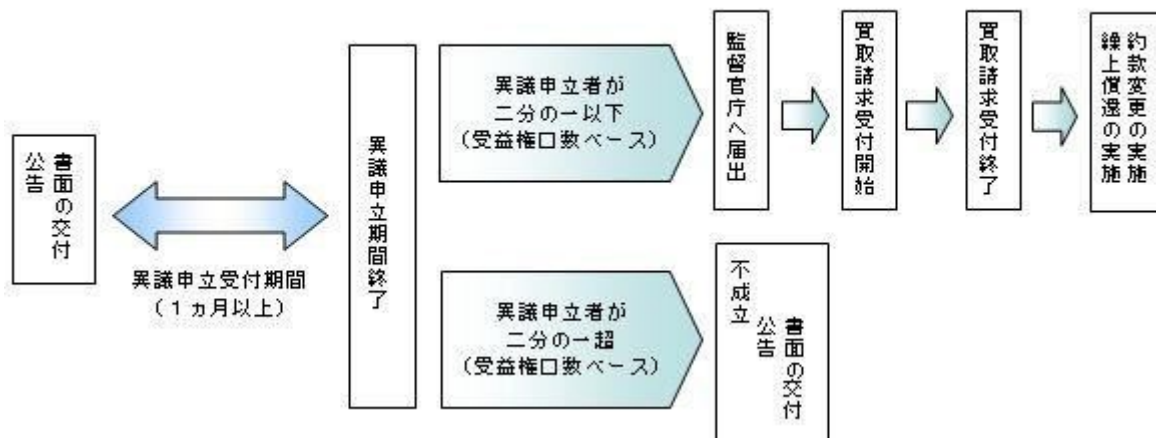
信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（6月、12月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.nikkoam.com/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成27年6月16日から平成27年12月15日までの特定期間の財務諸表について、PwCあらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成27年 6月15日現在	当期 平成27年12月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	265,468,307	313,252,994
投資信託受益証券	3,418,588,114	3,076,675,455
投資証券	3,495,047,600	2,658,753,000
親投資信託受益証券	3,331,655,694	2,479,854,858
未収配当金	18,288,945	15,032,730
未収利息	434	525
流動資産合計	10,529,049,094	8,543,569,562
資産合計	10,529,049,094	8,543,569,562
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	48,918,210	21,047,353
未払解約金	6,694,594	18,235,144
未払受託者報酬	574,854	453,723
未払委託者報酬	9,210,379	7,108,485
その他未払費用	47,936	37,044
流動負債合計	65,445,973	46,881,749
負債合計	65,445,973	46,881,749
純資産の部		
元本等		
元本	12,229,552,626	10,523,676,979
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,765,949,505	2,026,989,166
（分配準備積立金）	11,822	9,311
元本等合計	10,463,603,121	8,496,687,813
純資産合計	10,463,603,121	8,496,687,813
負債純資産合計	10,529,049,094	8,543,569,562

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期		当期	
	自 至	平成26年12月16日 平成27年 6月15日	自 至	平成27年 6月16日 平成27年12月15日
営業収益				
受取配当金		78,838,785		59,320,826
受取利息		45,555		73,321
有価証券売買等損益		323,055,670		434,495,875
その他収益		-		9
営業収益合計		401,940,010		375,101,719
営業費用				
受託者報酬		3,527,612		3,028,683
委託者報酬		57,738,068		47,528,590
その他費用		300,142		247,672
営業費用合計		61,565,822		50,804,945
営業利益又は営業損失（ ）		340,374,188		425,906,664
経常利益又は経常損失（ ）		340,374,188		425,906,664
当期純利益又は当期純損失（ ）		340,374,188		425,906,664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		1,751,981		5,003,858
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		2,079,822,449		1,765,949,505
剰余金増加額又は欠損金減少額		298,730,770		300,623,590
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		298,730,770		300,623,590
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
剰余金減少額又は欠損金増加額		10,781,502		6,772,073
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		10,781,502		6,772,073
分配金		312,698,531		133,988,372
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		1,765,949,505		2,026,989,166

（ 3 ）【注記表】

（ 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ）

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>（1）金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>（2）金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>（3）時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>
-----------------	--

（ 貸借対照表に関する注記 ）

		前期 平成27年 6月15日現在	当期 平成27年12月15日現在
1.	期首元本額	14,259,447,996円	12,229,552,626円
	期中追加設定元本額	75,676,796円	39,811,600円
	期中一部解約元本額	2,105,572,166円	1,745,687,247円
2.	受益権の総数	12,229,552,626口	10,523,676,979口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	1,765,949,505円	2,026,989,166円

（ 損益及び剰余金計算書に関する注記 ）

前期 自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日	当期 自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 3,417,112円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 2,625,702円
2. 分配金の計算過程	2. 分配金の計算過程

自 平成26年12月16日		自 平成27年 6月16日	
至 平成27年 1月15日		至 平成27年 7月15日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	26,696,685円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	8,077,050円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	693,275,604円	C 信託約款に定める収益調整金	395,505,579円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	48,284円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	78,296円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	720,020,573円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	403,660,925円
F 分配対象収益(1万口当たり)	511円	F 分配対象収益(1万口当たり)	336円
G 分配金額	56,307,095円	G 分配金額	24,019,480円
H 分配金額(1万口当たり)	40円	H 分配金額(1万口当たり)	20円
自 平成27年 1月16日		自 平成27年 7月16日	
至 平成27年 2月16日		至 平成27年 8月17日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	10,060,625円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	12,467,257円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	639,665,100円	C 信託約款に定める収益調整金	364,273,466円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	265,986円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	12,744円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	649,991,711円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	376,753,467円
F 分配対象収益(1万口当たり)	479円	F 分配対象収益(1万口当たり)	326円
G 分配金額	54,267,741円	G 分配金額	23,047,091円
H 分配金額(1万口当たり)	40円	H 分配金額(1万口当たり)	20円
自 平成27年 2月17日		自 平成27年 8月18日	
至 平成27年 3月16日		至 平成27年 9月15日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	21,124,180円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	9,184,796円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	576,385,542円	C 信託約款に定める収益調整金	344,727,747円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	18,794円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	144,301円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	597,528,516円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	354,056,844円
F 分配対象収益(1万口当たり)	455円	F 分配対象収益(1万口当たり)	315円
G 分配金額	52,505,975円	G 分配金額	22,461,947円
H 分配金額(1万口当たり)	40円	H 分配金額(1万口当たり)	20円
自 平成27年 3月17日		自 平成27年 9月16日	
至 平成27年 4月15日		至 平成27年10月15日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	19,265,896円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	20,380,580円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C 信託約款に定める収益調整金	527,556,174円	C 信託約款に定める収益調整金	323,198,267円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	63,960円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	204,571円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	546,886,030円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	343,783,418円

F	分配対象収益(1万口当たり)	430円	F	分配対象収益(1万口当たり)	314円
G	分配金額	50,823,871円	G	分配金額	21,893,551円
H	分配金額(1万口当たり)	40円	H	分配金額(1万口当たり)	20円
	自 平成27年 4月16日			自 平成27年10月16日	
	至 平成27年 5月15日			至 平成27年11月16日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	6,485,079円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	13,760,795円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	486,805,886円	C	信託約款に定める収益調整金	316,378,415円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	38,530円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	42,701円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	493,329,495円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	330,181,911円
F	分配対象収益(1万口当たり)	395円	F	分配対象収益(1万口当たり)	306円
G	分配金額	49,875,639円	G	分配金額	21,518,950円
H	分配金額(1万口当たり)	40円	H	分配金額(1万口当たり)	20円
	自 平成27年 5月16日			自 平成27年11月17日	
	至 平成27年 6月15日			至 平成27年12月15日	
A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	16,682,368円	A	計算期末における費用控除後の 配当等収益	6,418,523円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0円
C	信託約款に定める収益調整金	434,941,897円	C	信託約款に定める収益調整金	301,890,224円
D	信託約款に定める分配準備積立 金	47,252円	D	信託約款に定める分配準備積立 金	20,754円
E	分配対象収益(A+B+C+D)	451,671,517円	E	分配対象収益(A+B+C+D)	308,329,501円
F	分配対象収益(1万口当たり)	369円	F	分配対象収益(1万口当たり)	292円
G	分配金額	48,918,210円	G	分配金額	21,047,353円
H	分配金額(1万口当たり)	40円	H	分配金額(1万口当たり)	20円

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	前期 自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日	当期 自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	前期 平成27年 6月15日現在	当期 平成27年12月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期（平成27年 6月15日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	85,618,548
投資証券	28,085,170
親投資信託受益証券	32,454,320
合計	89,987,698

当期(平成27年12月15日現在)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	51,809,938
投資証券	44,947,000
親投資信託受益証券	26,890,201
合計	123,647,139

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 平成27年 6月15日現在		当期 平成27年12月15日現在	
1口当たり純資産額	0.8556円	1口当たり純資産額	0.8074円
(1万口当たり純資産額)	(8,556円)	(1万口当たり純資産額)	(8,074円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	Nikko GNMA Fund	2,455,447,291	3,076,675,455	
投資信託受益証券 合計		2,455,447,291	3,076,675,455	
投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	60	24,570,000	
	MCUBS MidCity投資法人 投資証券	50	18,275,000	
	森ヒルズリート投資法人 投資証券	390	58,383,000	
	産業ファンド投資法人 投資証券	70	38,640,000	
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	90	43,380,000	
	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	280	71,904,000	
	ケネディクス・レジデンシャル投資法人 投資証券	120	35,616,000	
	アクティブ・プロパティーズ投資法人 投資証券	140	72,940,000	
	GLP投資法人 投資証券	980	113,484,000	
	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	160	35,984,000	
	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	480	101,856,000	
	星野リゾート・リート投資法人 投資証券	25	29,525,000	
	イオンリート投資法人 投資証券	220	30,074,000	
	ヒューリックリート投資法人 投資証券	220	34,540,000	
	日本リート投資法人 投資証券	100	28,910,000	
	インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 投資証券	150	14,895,000	
	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	170	21,862,000	
	トーセイ・リート投資法人 投資証券	460	51,566,000	
	ケネディクス商業リート投資法人 投資証券	250	62,600,000	
	ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	170	18,207,000	
	サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	290	24,795,000	
	ジャパン・シニアリビング投資法人 投資証券	290	42,630,000	
	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	660	95,766,000	
	いちごホテルリート投資法人 投資証券	26	3,237,000	
	日本ビルファンド投資法人 投資証券	350	194,600,000	
	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	340	188,360,000	
	日本リテールファンド投資法人 投資証券	660	144,276,000	
	オリックス不動産投資法人 投資証券	620	94,674,000	
	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	230	94,415,000	
	プレミアム投資法人 投資証券	120	13,980,000	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	650	100,035,000		
森トラスト総合リート投資法人 投資証券	110	22,429,000		

インヴィンシブル投資法人 投資証券	1,620	106,920,000	
フロンティア不動産投資法人 投資証券	120	56,340,000	
平和不動産リート投資法人 投資証券	270	22,194,000	
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	120	26,976,000	
福岡リート投資法人 投資証券	140	27,636,000	
ケネディクス・オフィス投資法人 投資証券	130	68,770,000	
積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人 投資証券	340	36,210,000	
いちごオフィスリート投資法人 投資証券	550	46,035,000	
大和証券オフィス投資法人 投資証券	90	53,640,000	
阪急リート投資法人 投資証券	170	21,131,000	
スターツプロシード投資法人 投資証券	50	8,340,000	
トップリート投資法人 投資証券	40	17,780,000	
大和ハウス・レジデンシャル投資法人 投資証券	150	36,195,000	
ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	1,300	115,310,000	
日本賃貸住宅投資法人 投資証券	540	43,578,000	
ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	350	45,290,000	
投資証券 合計	14,911	2,658,753,000	
親投資信託受益証券	高金利先進国債券マザーファンド	760,883,327	1,736,259,663
	日本高配当利回り株式マザーファンド	427,968,458	743,595,195
親投資信託受益証券 合計	1,188,851,785	2,479,854,858	
合計	3,644,313,987	8,215,283,313	

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「Nikko GNMA Fund」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投

「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「高金利先進国債券マザーファンド」「日本高配当利回り株式マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

Nikko GNMA Fund

同投資信託はケイマン籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「財政状態計算書」およびそれに続く「包括利益計算書」などは、委託会社が同投資信託の管理会社から入手した平成26年12月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

NIKKO GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド)

財政状態計算書

2014年12月31日現在

(日本円で表示)

	2014年 日本円
資産	
損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産	3,693,648,475
レボ取引	2,445,858,113
現金	10,653,152
先物契約担保として差し入れている現金	1,688,263
ブローカーからの未収金	62,200,599
未収利息	109,326
デリバティブ資産	71,178
資産合計	<u>6,214,229,106</u>
負債	
ブローカーへの未払金	2,404,117,330
未払費用	12,671,872
デリバティブ負債	32,783
負債合計(買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産を除く)	<u>2,416,821,985</u>
買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産	<u>3,797,407,121</u>
1口当たり純資産価額 - 発行済受益証券3,040,485,123口の1口当たり発行および買戻 価格	<u>1.25</u>

添付の注記参照

NIKKO GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド)

包括利益計算書

2014年12月31日に終了した会計期間

(日本円で表示)

2014年

収入

損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る 実現純利益	650,128,815
外貨換算に係る実現損失	(17,989,879)
デリバティブ資産および負債にかかる実現純(損)益	24,674,922
損益を通じて公正価値評価されることを指定された 金融資産にかかる未実現利益の純変動額	67,030,013
デリバティブ資産および負債にかかる 未実現(損)益の純変動額	1,813,606
外貨換算に係る未実現利益の純変動額	25,228,676
純益合計	750,886,153

費用

保管、管理報酬	15,150,351
投資顧問報酬	12,976,580
専門家報酬	3,903,264
受託会社報酬	3,599,995
登録機関報酬	2,940,075
運用報酬	1,853,782
その他の報酬	564,618
先物契約に係る手数料	233,899
費用合計	41,222,564

包括利益合計

709,663,589

添付の注記参照

NIKKO GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド)**財務諸表に対する注記**

2014年12月31日に終了した会計期間

2. 重要な会計方針の要約

これらの財務書類の作成に際して適用された重要な会計方針を以下に示す。これらの方針は、別段の記載ない限り、表示されているすべての年に対して一貫して適用されている。

作成基準

Nikko GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド。以下「ファンド」という。)の財務書類は国際財務報告基準(「IFRS」)に準拠して作成されている。財務書類は取得原価主義に基づいて作成されており、損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債(デリバティブ金融商品を含む)を再評価することにより、修正される。

IFRSに準拠した財務書類の作成に際し、経営者は、決算日現在の資産および負債の報告金額ならびに偶発資産および負債の開示、ならびに報告期間における収益および費用の報告金額に影響を与える見積りおよび仮定を行うよう要求されている。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

以下は、重要な会計方針の要約である。

a) 新たな会計基準および既存の基準に対する修正

以下の新しい基準および解釈はまだ実施されておらず、ファンドは適用していない。

IFRS第9号「金融商品」

IFRS第9号「金融商品」の最終規則は2014年7月に国際会計基準審議会（IASB）によって発表され、IAS第39号「金融商品：認識および測定」の代替となるものである。IFRS第9号によって、分類および測定について単一の、先を見通した「予想損失」減損モデルが導入され、ヘッジ会計のアプローチが大きく変更された。金融資産の分類を決定するための新たな単一の、原則に基づくアプローチは、当該資産が有するキャッシュフローの特性とビジネスモデルによって決定される。また、新たなモデルによってあらゆる金融商品に単一の減損モデルが適用されることとなる。このモデルでは、予想貸倒損失を適時に認識することが求められる。さらに、公正価値評価を選択した負債を測定する際の、事業体自体の信用リスクに関する変更も含まれており、これによって、当該負債に関して事業体自体の信用リスク悪化によってもたらされる利益はもはや損益で認識されなくなる。IFRS第9号は2018年1月1日以降に始まる年度に実施されるが、早期の適用も可能である。さらに、事業体自体の信用リスクの変更は金融商品の会計について他の点を変更することなく分離して早期適用することが可能である。ファンドはIFRS第9号の影響について評価の途上であり、新しい基準を採用する時期はまだ決定していない。

IAS第24号「関連当事者についての開示」

2013年12月、IASBはIAS第24号「関連当事者についての開示」の修正を承認した。これは関連当事者の定義に関し、報告事業体または報告事業体の親会社に対して重要な経営幹部としてのサービスを提供する個人または事業体を含むこととするものである。またこの修正では、関連当事者から重要な経営幹部としてのサービスに対して支払われる費用の開示も求められている。修正は2014年7月1日以降に始まる年度に実施される。ファンドは現在、これらの修正の適用がファンドの財務書類に与える影響を検討している。

b) 投資

(1) 分類

当ファンドは、モーゲージ資産担保証券およびデリバティブへの投資を「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」に分類している。

この区分には2つの下位区分が設けられている。売買目的の金融資産および負債と、開始時点で損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産および負債である。

売買目的の金融資産および負債は、主に短期的な売却または買い戻しを目的として取得または発生するもの、あるいはポートフォリオの一部で、合同運用され、直近に短期的な利益獲得を実際に行ったパターンの証拠が認められる識別可能な金融投資を指す。すべてのデリバティブ資産および負債は売買目的として分類される。

開始時点で損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産および負債は、売買目的として分類されていないもののそのように運用されており、運用成績が公正価値評価される金融資産である。デリバティブ以外のすべての投資は、開始時点で損益を通じて公正価値評価されることを指定されている。

(2) 認識、認識の中止、測定

投資における通常売買取引は、約定日に認識される。約定日とは投資対象の売買契約を行った日を指す。「損益を通じて公正価値評価される金融資産および金融負債」は、当初公正価値にて認識される。

投資対象からのキャッシュフローを受け取る権利が消滅した時、または資産の所有に伴うすべてのリ

スクおよび便益を実質的に移転した時に、金融資産は認識を中止される。

当初認識後、損益を通じて公正価値評価されることを指定された取引目的のすべての金融資産および負債は、公正価値評価される。「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産または負債」および「取引目的」区分の公正価値の変動による損益は、その変動が発生した期の「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る未実現利益の純変動額」および「デリバティブ資産および負債に係る未実現（損）益の純変動額」として、包括利益計算書の中で表示される。買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産についてのファンドの義務は、買い戻し額として表示される。その他の金融資産および負債は償却原価で測定される。

(3) 見積公正価値

公正価値とは、測定日において市場参加者間の秩序ある取引において資産を売却した場合に受領し、負債を移転する場合に支払うであろう価格である。活発な市場で取引される金融商品の公正価値（公開市場で取引されるデリバティブおよび売買目的有価証券等）は財務報告日における市場価格に基づく。ファンドの公正価値評価のためのインプットは、最終取引価格が売買スプレッドの間に入る場合には金融資産および金融負債の両方について最終取引市場価格を使用する。最終取引価格が売買スプレッドの間に入らない状況では、公正価値を最もよく代表している売買スプレッドの中の値を経営陣が決定する。

c) 金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に執行可能な権利が存在し、かつ、差額決済を行う意思がある場合、または資産の換金および負債の決済を同時に行う場合、金融資産および金融負債は相殺され、純額が財政状態計算書に計上される。

d) ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金

ブローカーからの未収金およびブローカーへの未払金とは、それぞれ財務報告日において約定はされているが、決済もしくは受け渡しが無済の有価証券売却に係る未収金および有価証券購入に係る未払金をいう。これらの額は、当初は公正価値によって認識され、その後は償却原価から、ブローカーからの未収金に係る減損に対する引当金を差し引いた金額にて認識される。ブローカーからの未収金に係る減損に対する引当金は、対象ブローカーからの未収金を、ファンドが全額回収することが不可能であるという客観的な証拠がある場合に計上される。ブローカーが重大な財政的困難に陥っている、倒産もしくは財政的な会社整理の可能性があり、および債務不履行などの要因が見られる場合、ファンドが未収金の減損を引き当てる指標となる。

e) 未払費用

ファンドに直接帰属する費用は、発生主義で計上される。

f) 買戻可能受益証券

ファンドは買戻可能受益証券を発行する。この買戻可能受益証券は、受益者の選択により買い戻し可能であり、金融負債として分類されている。買戻可能受益証券にかかる権利には、毎月、各分配期間に係る分配を円建てで行う契約上の義務が含まれている。分配は公表日時点における受益者に対してファンドの投資純利益から支払われる。また、受託会社は投資顧問会社と相談の上、分配に使用可能な実現純キャピタルゲインの支払いを認めることもある。従って、持続的な買い戻しの特性は受益証券の唯一の契約上の義務ではない。

買戻可能受益証券は、任意の時点において、ファンドの純資産価額に対する比例持分に相当する現金との交換によってファンドに戻すことができる。買戻可能受益証券の受益者が買戻可能受益証券をファンドに戻す権利を行使した場合、買戻可能受益証券は買戻金額で計上され財務報告日に支払われ

る。

買戻しは、買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産および受益証券1口当たり純資産価額を用いて実行される。受益証券1口当たり純資産価額は、評価日の入手可能な最終取引価格に基づいて評価された金融資産および金融負債に基づいている。買戻可能受益証券の発行および買戻しは、買戻可能受益証券の受益者の選択によって、発行または買戻しの時点におけるファンドの受益証券1口当たり純資産価額に基づいた価格で行われる。ファンドの受益証券1口当たり純資産価額は、買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産合計額を買戻可能受益証券の発行済総数で除すことによって計算される。

g) 外貨建取引

(1) 機能通貨および報告通貨

ファンドの主要な活動は、米ドル建てのGNMAモーゲージ担保パス・スルー証券への投資である。しかし、ファンドの受益証券の購入および買戻しにおける通貨は、日本円である。ファンドのパフォーマンスの評価および投資家への報告は日本円にて行われる。受託会社は、裏付けとなる取引、事象および状況による経済効果を最も正確に表示する通貨は日本円であるとしている。財務書類はファンドの機能通貨および報告通貨である日本円にて表示されている。

(2) 取引および残高

外貨建取引は、取引日の一般的な為替レートにて機能通貨に換算される。外貨建資産および負債は、財務報告日における一般的な為替レートを用いて機能通貨に換算される。

現金ならびにその他の金融資産および負債に関する為替損益は、「外貨換算に係る実現純損失」および「外貨換算に係る未実現利益の純変動額」として包括利益計算書の中で表示される。

デリバティブ資産および負債に関する為替損益は、「デリバティブ資産および負債に係る実現純（損）益」ならびに「デリバティブ資産および負債に係る未実現（損）益の純変動額」として包括利益計算書の中で表示される。損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に関する為替損益は、「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る実現純利益」および「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る未実現利益の純変動額」として、包括利益計算書の中で表示される。

h) 現金

現金とは、手元現金と銀行預金である。

i) 分配

信託約款に基づく買戻可能受益証券の受益者に対する分配は、分配落ち日に計上され、毎月後払いで支払われる。分配はファンドの純投資収益から支払われ、受託会社は、マネージャーと協議した上で、分配のための実現純キャピタルゲインの支払いを承認する。分配金は未払金として財政状態計算書に計上される。分配は分配期間最終日の翌月の5暦日目に当たる日に毎月公表される。分配は買戻可能受益証券の受益者に帰属する純資産の減少として計上される。

j) 税金

ファンドは実質的にすべてケイマン諸島を除く国々に国籍を有する事業体の発行する有価証券に投資する。これらの外国の多くには、ファンドのような非居住者に適用可能なキャピタルゲイン課税を示唆する税法が存在する。通常、これらのキャピタルゲイン課税は自己査定ベースで決定する必要があるため、ファンドのブローカーはそのような税金を源泉徴収しない可能性がある。

外国の税法が当該国を源泉とするファンドのキャピタルゲインについて税金債務を査定することを要求する可能性が高い場合、国際会計基準（IAS）第12号「法人所得税」に従い、ファンドは、関係税務当局がすべての事実および状況を完全に把握していることを前提として、税金債務を認識する必要がある。その場合、税金債務は、報告期間末日までに制定されたまたは実質的に制定された税法および税率を用いて、関係税務当局に支払義務があると予想される金額で測定される。制定された税法がオフショア投資ファンドに適用される方法に不確実性が存在する場合もある。そのため、最終的にファンドが税金債務を支払うか否かについて不確実性が発生する。従って、不確実な税金債務を測定する場合、経営者は支払いの可能性に影響を与え得るその時点で入手可能なすべての関係する事実および状況（関係税務当局の公式または非公式の慣行を含む）を検討する。

2014年12月31日現在、外国キャピタルゲイン課税に関して、ファンドは不確実な税金債務としてゼロ円（2013年度：ゼロ円）を測定した。これはファンドの最善の見積りであるが、見積価額が最終支払額と大幅に違う可能性がある。

k) レポ取引

ファンドはレポ取引を行っているが、これは実質的に通常は有価証券を担保とする短期の融資取引である。レポ取引は有価証券を購入して即座に現金で決済し、取引相手が一定期間後に上乘せされた価格で買い戻すことを取り決めた取引である。価格の差は、取引相手が取引期間中に使用するためにファンドから借りた現金に対する利息となる。

レポ取引の取引相手はリバース・レポ取引、すなわち一定期間後に買い戻すことを条件に有価証券を売却する取引を行う。

ファンドはレポ取引を行う際、裏付けとなる担保を占有する。取引相手が、買い戻しに際しデフォルトを起こした場合、ファンドは、当該担保証券の売却金額と当該レポ契約の買い戻価格との差額の範囲内において、損失を被る可能性がある。レポ取引は、償却原価により、関連する未収利息とは区別して計上される。

l) 先物契約

先物契約は、特定量の原資産を将来の特定の日購入もしくは売却する、または証券指数の値に基づいて現金の支払いを行うか受領する合意である。購入および売却が行われる価格はファンドが契約を締結する時に固定される。そのような契約を締結する際、ファンドは取引所の最低「初期証拠金」要件に等しい額の現金または流動的証券をブローカーに差し入れることが要求される。先物契約は毎日時価評価され、関連する評価益または評価損は、それぞれデリバティブ資産または負債として計上される。未収証拠金および未払証拠金は、定期的に決済される。これら毎日の評価をファンドは未実現利益または損失として計上し、包括利益計算書の中の「デリバティブ資産および負債に係る未実現（損）益の純変動額」に含める。

契約が決済された時、ファンドは契約開始時の契約の価値と決済時の価値との差異に等しい実現利益または損失を計上する。ここにはデリバティブ資産および負債に係る実現純利益が含まれる。ファンドは、既存のポートフォリオの証券またはファンドが購入を意図している証券について、実勢市場金利の変動または証券の値動きから生じる価値の変動をヘッジすることを目的に先物契約に投資する。先物取引の利用には、先物契約の価格、金利、およびヘッジ対象の原資産の動きの相関性が不完全であるというリスクを伴う。

m) 取引費用

取引費用は、損益を通じて公正価値評価される金融資産または金融負債を獲得するために発生する費用である。取引費用には、エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに支払われる手数料が含まれる。取引費用は、発生した場合、直ちに損益において費用として認識される。

n) 非連結のストラクチャード・エンティティへの関与

ファンドは、ファンドが投資するモーゲージ担保証券を非連結のストラクチャード・エンティティとしている。この決定は、証券化商品、資産担保証券および、モーゲージ担保証券への投資が、IFRS第12号「非連結のストラクチャード・エンティティに対する投資」における非連結のストラクチャード・エンティティへの関与として開示が必要であるという事実に基づいている。モーゲージ担保証券は住宅または商業モーゲージ・ローン・プールから組成されており、ここには貯蓄貸付組合、モーゲージ・バンカー、商業銀行その他が組成するモーゲージ・ローンが含まれている。

ファンドは以下の商品に投資を行うことがある：米国政府および政府関係機関の短期債、手形および長期債、政府住宅抵当金庫（GNMA）、連邦住宅抵当金庫（FNMA）、連邦住宅貸付抵当公社（FHLMC）およびその他の連邦政府関係機関が発行するか、これらが保証を行う米国政府系モーゲージ担保パス・スルー証券。ここには不動産モーゲージ投資コンディット（REMICs）も含まれる。ファンドは主に米ドル建てGNMAモーゲージ資産担保証券に投資している。これらの証券の毎月の支払いは、金利および元本の両方で構成されることがある。

2014年12月31日現在、財政状態計算書の「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産」に含まれるモーゲージ担保証券の簿価は3,693,648,475円（2013年12月31日は3,687,502,569円）だった。またこの金額は、この日における損失の最大エクスポージャーも示している。モーゲージ担保証券の公正価値の変動額は、包括利益計算書の「損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産に係る未実現利益の純変動額」に含まれている。

o) TBA証券

売買目的保有金融資産には、TBA証券が含まれる。TBA証券は一般的に発行の1カ月から3カ月前に販売され、裏付けモーゲージ証券プールの確定は事後となるが、利息支払条件は事前に決定されている。裏付けモーゲージ証券プールの確定は決済の直前に行われ、特定の属性要件を満たす必要がある。従って、TBA証券は期末時点で満期が未知であり、満期日未定として開示される。

一般的に、TBA取引では、引き渡される実際の証券を指定せず概算の元本金額のみを含むが、引き渡される証券は、発行体、金利、裏付けモーゲージ証券プールの現在の未払元本金額など、業界ガイドラインによって定義された特定の条件を満たさなければならない。ファンドは、裏付けとなるMBSを入手するか引き渡す目的でTBA取引を行う。裏付け証券の価値が変化した場合、または取引先が契約を履行しない、もしくは発行者が政治、経済、その他の要因により証券を発行しない場合には、損失が発生する可能性がある。

3. 公正価値情報

ファンドは公正価値測定を、測定を行う際に用いられたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて分類する。公正価値ヒエラルキーには、次のレベルがある。

- 活発な市場における同一の金融資産または負債に対する市場価格（無修正）（レベル1）
- レベル1に含まれる市場価格以外で、金融資産または負債に対して直接的に（つまり、市場価格として）または間接的に（つまり、市場価格から導出して）観察可能なインプット（レベル2）
- 観察可能な市場データに基づかない金融資産または負債についてのインプット（つまり、観察不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定を分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、その全体としての公正価値測定に対して重要な最低レベルのインプットを基本として判定する。そのため、全体としての公正価値測定に対するインプットの重要性が評価される。公正価値測定が、観察不能なインプットに基づいた重要な修正を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、その測定はレベル3である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価には、判断が要求され、当該金融資産または金融

負債に固有の要因を検討する必要がある。

何が「観察可能」なものに該当するかの判定には、ファンドによる重大な判断が要求される可能性がある。ファンドは、容易に入手可能で、定期的に配布または更新され、信頼できかつ検証可能で、専有財産によるものではなく、かつ関係する市場に活発にかかわっている独立の情報源から提供されている市場データを、観察可能データと見なす。

次の表は、2014年12月31日現在および2013年12月31日現在の公正価値で測定したファンドの金融資産および負債を公正価値ヒエラルキーに従って分析したものである。

2014年12月31日現在

資産	レベル1 ¥	レベル2 ¥	レベル3 ¥	合計残高 ¥
損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産				
モーゲージ担保証券	-	3,693,648,475	-	3,693,648,475
売買目的保有金融資産				
先物	71,178	-	-	71,178
損益を通じて公正価値評価される金融資産合計	71,178	3,693,648,475	-	3,693,719,653
負債				
売買目的保有金融負債				
先物	(32,783)	-	-	(32,783)
損益を通じて公正価値評価される金融負債合計	(32,783)	-	-	(32,783)

2013年12月31日現在

資産	レベル1 ¥	レベル2 ¥	レベル3 ¥	合計残高 ¥
損益を通じて公正価値評価されることを指定された金融資産				
モーゲージ担保証券	-	3,687,502,569	-	3,687,502,569
損益を通じて公正価値評価される金融資産合計	-	3,687,502,569	-	3,687,502,569
負債				
売買目的保有金融負債				
先物	(1,775,292)	-	-	(1,775,292)
損益を通じて公正価値評価される金融負債合計	(1,775,292)	-	-	(1,775,292)

関連する有価証券またはデリバティブが活発に取引されており市場価格がある場合、公正価値はレベル1に分類される。レベル1に分類された金融商品がその後、活発に取引されなくなった場合、当該金融商品はレベル1から振り替えられる。その場合、その公正価値の測定に重要かつ観察不能なインプットの使用が必要な場合（その場合はレベル3に再分類される）を除き、当該金融商品はレベル1からレベル2に再分類される。

2014年12月31日および2013年12月31日に終了した会計期間において、ファンドはレベル1、レベル2、レベル3の再分類を一切行っていない。

価値が活発な市場での市場価格に基づき、従ってレベル1に分類される投資には、取引所での取引がなされているデリバティブが含まれる。ファンドは、これらの商品の市場価格を修正していない。

活発と見なされない市場で取引されているが市場価格、ディーラー呼値、または観察可能なインプットを根拠とする代替的価格情報源に基づいて評価される金融商品は、レベル2に分類される。これには、上場モーゲージ担保証券および店頭デリバティブが含まれる。レベル2の投資商品には活発な市場で取引されていないおよび/または譲渡制限があるポジションが含まれるため、評価は流動性および/または譲渡不能性を反映して調整されることがあり、通常これは入手可能な市場情報に基づいて行われる。

取引の頻度が低いため、レベル3に分類される投資のインプットは重要かつ観察不能である。これらの証券には観察可能な価格が利用できないため、ファンドは公正価値を導出するための評価方法を使用する。ファンドは2014年および2013年の12月31日時点においてレベル3に分類される投資を保有していない。

4. レポ取引

2014年12月31日現在、ファンドには以下の未決済レポ取引がある。

取引相手	信用格 付	年率金利 (%)	満期日	残高(円)	担保
					2,490,794,646 US Treasury Note, 0.7%, due 09/30/2018
Bank of America	Baa2	0.07	01/02/2015	2,445,858,113	(公正価値 - ¥2,488,303,966)
				2,445,858,113	

2013年12月31日現在、ファンドには以下の未決済レポ取引がある。

取引相手	信用格 付	年率金利 (%)	満期日	残高(円)	担保
					752,026,275, US Treasury Note, 0.75%, due 10/31/2017
Credit Suisse					
First Boston	A1	0.005	01/02/2014	725,224,517	(公正価値 - ¥738,188,992)
					169,113,945, FNMS CLA03105, 3.50%, due 6/1/2042
Goldman Sachs	Baa1	0.010	01/02/2014	725,224,517	(公正価値 - ¥168,251,464)
					145,255,110, FNMS CLAK1809, 4.50%, due 1/1/2042 (公正価値 - ¥155,408,442)
					257,086,830, FNAR LBAH5638, 3.415%, due 3/1/2041 (公正価値 - ¥264,619,474)
					175,895,109, FNAR LBAH1380, 3.453%, due 12/1/2040 (公正価値 - ¥181,418,215)
					120,450,330, FMAR 849093 G, 2.503%, due 7/1/2043 (公正価値 - ¥118,980,836)
					327,822,285, FGPC T39002 G, 5.45%, due 5/1/2038 (公正価値 - ¥357,818,024)
					35,924,679, FNMS CLAD3563, 6.00%, due 11/1/2038 (公正価値 - ¥40,142,236)

Bank of America Baa2 0.005 01/02/2014 735,735,018 (公正価値 - ¥738,994,148)

2,186,184,052

NIKKO GNMA Fund (ニッコー・ジニーメイ・ファンド)

未監査投資明細表

2014年12月31日現在

2014年12月31日現在の投資明細表は、以下の通りである。

額面価額	銘柄	利率	満期	公正価値
モーゲージ担保証券 - 97.3%				
195,083	Fannie Mae Pool	2.9500 %	05/01/2025	¥ 24,036,963
9,875	Fannie Mae Pool	3.4700	01/01/2024	1,262,246
5,000	Fannie Mae Pool	3.8600	01/11/2023	654,161
964,301	Fannie Mae Pool	4.2500	10/01/2028	130,086,418
4,755	Fannie Mae Pool 470240	2.9800	01/01/2022	592,470
4,933	Fannie Mae Pool 470895	2.7800	04/01/2022	606,345
4,832	Fannie Mae Pool 471066	3.2000	04/01/2022	609,315
165,934	Fannie Mae Pool 513489	7.0000	07/01/2029	22,558,100
96,606	Fannie Mae Pool 840173	5.5000	11/01/2035	13,055,305
4,830	Fannie Mae Pool AM0695	2.6600	09/01/2022	587,712
4,956	Fannie Mae Pool AM1098	2.2900	10/01/2022	589,460
5,000	Fannie Mae Pool AM2336	2.4400	01/01/2023	596,191
19,808	Fannie Mae Pool AM2566	3.6700	08/01/2023	2,564,455
5,000	Fannie Mae Pool AM3970	3.7000	10/01/2023	648,839
19,678	Fannie Mae Pool AM4329	3.8700	10/01/2025	2,598,215
25,000	Fannie Mae Pool AM4480	3.9300	10/01/2023	3,292,077
14,651	Fannie Mae Pool AM4549	4.0600	10/01/2028	1,956,356
355,194	Fannie Mae Pool AM4781	4.1800	11/01/2028	47,641,215
10,000	Fannie Mae Pool AM4947	3.8550	12/01/2025	1,313,948
10,000	Fannie Mae Pool AM5079	3.4500	01/01/2024	1,276,359
5,000	Fannie Mae Pool AM5473	3.7600	03/01/2024	649,872
5,000	Fannie Mae Pool AM5573	3.9700	05/01/2029	662,151
20,000	Fannie Mae Pool AM5633	3.3400	01/04/2024	2,536,715
40,000	Fannie Mae Pool AM5694	2.7600	05/01/2021	4,929,738
35,000	Fannie Mae Pool AM5695	3.2100	05/01/2023	4,408,239
29,838	Fannie Mae Pool AM5896	3.8900	05/01/2030	3,885,987
9,925	Fannie Mae Pool AM5920	3.9600	05/01/2034	1,311,592
298,855	Fannie Mae Pool AM6681	3.1000	09/01/2024	37,195,039
FHLMC Multifamily Structured Pass				
400,000	Through Certificates	2.3550	07/25/2022	47,657,618
200,000	Freddie Mac Gold Pool	3.0000	12/01/2099	24,222,537
1,200,000	Ginnie Mae I pool	3.5000	01/21/2045	151,022,746
44,358	Ginnie Mae I pool	4.5000	10/15/2040	5,844,989
86,298	Ginnie Mae I pool	4.5000	04/15/2041	11,461,855
14,016	Ginnie Mae I pool	6.0000	02/15/2038	1,961,680
46	Ginnie Mae I Pool 175791	9.0000	09/15/2016	5,562
4,490	Ginnie Mae I Pool 413564	8.0000	11/15/2025	612,595
23,368	Ginnie Mae I Pool 442506	7.5000	04/15/2027	2,866,506

44,233	Ginnie Mae I Pool	478590	6.0000	01/15/2029	6,025,105
120	Ginnie Mae I Pool	511565	8.0000	07/15/2030	14,600
52,424	Ginnie Mae I Pool	516767	7.5000	10/15/2029	6,846,558
81,440	Ginnie Mae I Pool	533517	8.0000	11/15/2030	11,052,549
15,353	Ginnie Mae I Pool	562476	5.5000	02/15/2034	2,089,516
4,859	Ginnie Mae I Pool	569359	6.0000	04/15/2032	677,329
116,166	Ginnie Mae I Pool	594171	6.0000	11/15/2033	16,080,965
331,770	Ginnie Mae I Pool	595765	6.0000	06/15/2035	45,786,704
57,849	Ginnie Mae I Pool	599208	7.5000	11/15/2035	7,311,221
34,196	Ginnie Mae I Pool	603093	5.0000	09/15/2033	4,573,816
73,251	Ginnie Mae I Pool	606128	5.0000	05/15/2034	9,766,479
13,734	Ginnie Mae I Pool	606481	5.0000	06/15/2033	1,838,509
176,251	Ginnie Mae I Pool	608280	5.0000	09/15/2033	23,580,173
163,359	Ginnie Mae I Pool	614192	5.0000	09/15/2033	21,867,275
155,786	Ginnie Mae I Pool	615958	5.0000	09/15/2033	20,851,525
28,327	Ginnie Mae I Pool	616413	5.0000	05/15/2034	3,773,178
277,235	Ginnie Mae I Pool	616441	6.0000	06/15/2024	37,756,635
470,483	Ginnie Mae I Pool	616475	5.0000	06/15/2034	62,689,228
31,404	Ginnie Mae I Pool	616531	6.0000	07/15/2024	4,276,612
23,399	Ginnie Mae I Pool	616582	6.0000	08/15/2024	3,183,222
103,747	Ginnie Mae I Pool	620509	5.0000	08/15/2033	13,824,190
10,741	Ginnie Mae I Pool	622610	5.0000	10/15/2033	1,433,807
114,283	Ginnie Mae I Pool	623211	7.0000	10/15/2018	14,659,840
47,337	Ginnie Mae I Pool	624207	5.5000	01/15/2034	6,425,870
213,284	Ginnie Mae I Pool	628397	6.5000	10/15/2023	29,318,275
82,232	Ginnie Mae I Pool	628437	7.0000	04/15/2019	10,620,785
324,447	Ginnie Mae I Pool	631491	5.5000	06/15/2034	44,204,704
102,855	Ginnie Mae I Pool	634547	6.0000	09/15/2024	14,006,910
2,297	Ginnie Mae I Pool	640952	5.0000	05/15/2035	304,702
31,316	Ginnie Mae I Pool	645854	6.0000	12/15/2035	4,360,912
195,548	Ginnie Mae I Pool	651669	5.5000	01/15/2036	27,103,579
283,423	Ginnie Mae I Pool	710846	4.5000	09/15/2039	37,278,588
664,326	Ginnie Mae I Pool	726316	5.0000	09/15/2039	88,796,466
521,542	Ginnie Mae I Pool	738003	4.5000	02/15/2041	69,264,012
103	Ginnie Mae I Pool	780056	11.0000	09/15/2017	12,560
345	Ginnie Mae I Pool	780081	10.0000	02/15/2025	47,204
6,063	Ginnie Mae I Pool	780390	8.5000	12/15/2022	822,797
776	Ginnie Mae I Pool	780408	9.0000	10/15/2022	104,495
6,210	Ginnie Mae I Pool	780618	8.0000	08/15/2027	907,776
18,406	Ginnie Mae I Pool	780622	8.0000	08/15/2027	2,692,838
1,885	Ginnie Mae I Pool	780991	9.0000	11/15/2024	265,342
30,056	Ginnie Mae I Pool	780992	8.0000	12/15/2028	4,394,389
7,421	Ginnie Mae I Pool	781203	8.0000	12/15/2017	943,106
5,137	Ginnie Mae I Pool	781995	7.5000	10/15/2035	765,360
169,708	Ginnie Mae I Pool	782070	7.0000	06/15/2032	23,663,430
53,828	Ginnie Mae I Pool	782071	7.0000	05/15/2033	7,626,307
97,496	Ginnie Mae I Pool	782085	7.0000	11/15/2033	13,963,245
226,807	Ginnie Mae I Pool	783121	4.0000	10/15/2040	29,316,582
456,097	Ginnie Mae I Pool	AA0159	3.8750	05/15/2042	58,706,276
334,400	Ginnie Mae I Pool	AC2203	4.0000	04/15/2043	43,185,116
1,400,000	Ginnie Mae Single Family		3.0000	01/21/2045	171,650,682

500,000	Ginnie Mae Single Family	4.0000	01/21/2045	64,311,729
1,000,000	Ginnie Mae Single Family	4.5000	01/21/2045	130,999,345
700,000	Ginnie Mae Single Family	5.0000	01/21/2045	92,428,972
3,700,000	Ginnie Mae II pool	4.0000	01/21/2045	475,629,537
135,404	Ginnie Mae II pool	7.0000	05/20/2038	18,881,987
97,294	Ginnie Mae II pool	5.0000	04/20/2040	12,492,135
434	Ginnie Mae II Pool 002869	8.5000	01/20/2030	52,597
4,660	Ginnie Mae II Pool 003483	6.5000	11/20/2018	563,348
11,902	Ginnie Mae II Pool 003722	4.5000	06/20/2035	1,573,645
48,772	Ginnie Mae II Pool 004105	7.0000	02/20/2038	6,144,160
102,851	Ginnie Mae II Pool 004122	6.0000	04/20/2038	13,545,463
154,060	Ginnie Mae II Pool 616444	6.0000	06/20/2024	20,849,075
5,450,000	Ginnie Mae II Single Family	3.5000	01/21/2045	685,894,974
2,750,000	Ginnie Mae II Single Family	4.5000	01/21/2045	360,248,199
1,550,000	Ginnie Mae II Single Family	3.0000	01/21/2045	190,041,827
	Government National Mortgage Association			
130,083	Association	4.2500	06/20/2033	16,539,118
	Government National Mortgage Association			
482,222	Association	4.5000	06/20/2039	9,571,041
	Government National Mortgage Association			
51,820	Association	7.5000	09/16/2035	7,047,249
	Government National Mortgage Association			
75,909	Association	7.5000	09/16/2035	10,550,382
	Government National Mortgage Association			
56,814	Association	7.5000	09/16/2035	7,810,777
	モーゲージ担保証券合計(取得原価			
	- ¥ 3,364,405,248)			¥ 3,693,648,475

契約数	種別	満期日	未実現(損)益
	先物契約 - 0.0%		
(5)	U.S. Treasury 10 Yr	03/20/2015	¥ 48,698
6	U.S Long Bond	03/20/2015	22,480
7	U.S Treasury 5 Yr	03/31/2015	(32,783)
			¥ 38,395

国籍	取得原価		純資産に占める	
	取得原価	公正価値	割合(%)	
米国	¥ 3,364,405,248	¥ 3,693,648,475	97.3	%
投資合計(先物契約を除く)	¥ 3,364,405,248	¥ 3,693,648,475	97.3	%
先物契約		¥ 38,395	0.0	%
投資合計		¥ 3,693,686,870	97.3	%

(参考)

高金利先進国債券マザーファンド

貸借対照表

	平成27年 6月15日現在	平成27年12月15日現在
資産の部		
流動資産		
預金	3,546,072,045	5,672,652,783
コール・ローン	97,621,873	234,396,198
国債証券	271,256,366,461	250,968,585,029
地方債証券	89,092,543,610	88,550,010,417
特殊債券	229,828,654,171	210,008,491,354
未収入金	1,543,654,977	-
未収利息	4,091,352,791	4,539,777,763
前払費用	462,039,259	341,911,793
流動資産合計	599,918,305,187	560,315,825,337
資産合計	599,918,305,187	560,315,825,337
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	403,500
未払金	12,135,311,255	-
未払解約金	61,450,827	361,815,908
流動負債合計	12,196,762,082	362,219,408
負債合計	12,196,762,082	362,219,408
純資産の部		
元本等		
元本	252,092,175,962	245,389,396,530
剰余金		
剰余金又は欠損金()	335,629,367,143	314,564,209,399
元本等合計	587,721,543,105	559,953,605,929
純資産合計	587,721,543,105	559,953,605,929
負債純資産合計	599,918,305,187	560,315,825,337

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券及び特殊債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値(平均値)等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>

3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条にしたがって処理しております。
---------------------------	---

（貸借対照表に関する注記）

		平成27年 6月15日現在	平成27年12月15日現在
1.	期首	平成26年12月16日	平成27年 6月16日
	期首元本額	241,747,570,508円	252,092,175,962円
	期首からの追加設定元本額	22,469,409,121円	12,218,237,722円
	期首からの一部解約元本額	12,124,803,667円	18,921,017,154円
	元本の内訳		
	高金利先進国債券オープン（毎月分配型）	198,311,455,544円	189,316,955,226円
	利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	1,075,348,350円	760,883,327円
	高金利先進国債券オープン（資産成長型）	6,651,259,639円	7,201,403,184円
	高金利先進国ソブリン債券ファンド（適格機関投資家向け）	7,764,409,291円	6,399,213,074円
	先進国ハイインカムオープン（適格機関投資家向け）	3,602,434,175円	3,646,288,648円
	高金利先進国債券ファンド（早期償還条項付）	- 円	1,414,120,049円
	高金利先進国債券ファンド 2015-09（早期償還機能付）	- 円	1,238,465,648円
	高金利先進国債券ファンド2（早期償還条項付）	- 円	387,048,735円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-04（適格機関投資家転売制限付）	1,080,208,668円	531,103,541円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-05Q（適格機関投資家転売制限付）	717,189,893円	704,432,818円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-06Q（適格機関投資家転売制限付）	831,738,316円	714,955,286円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-06（適格機関投資家向け）	267,000,468円	262,658,154円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-06M（適格機関投資家転売制限付）	52,633,064円	51,770,692円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-07Q（適格機関投資家転売制限付）	2,017,869,234円	1,982,198,208円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-07M（適格機関投資家転売制限付）	26,173,458円	25,742,481円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-08Q（適格機関投資家転売制限付）	415,439,652円	408,117,921円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-08M（適格機関投資家転売制限付）	315,198,047円	310,003,063円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-09Q（適格機関投資家転売制限付）	667,118,384円	655,357,964円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-09M（適格機関投資家転売制限付）	51,871,082円	51,011,048円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-10Q（適格機関投資家転売制限付）	910,093,989円	844,485,178円
	P F 先進国ハイインカムファンド 2005-10M（適格機関投資家転売制限付）	820,864,043円	807,488,998円

P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2005-11	256,990,817円	252,809,685円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-11Q	146,739,802円	144,178,379円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-11M	198,187,953円	195,179,438円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2005-12Q	50,464,639円	49,580,078円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2006-01M	151,345,196円	- 円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2006-03M	791,927,085円	778,927,671円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2006-06M	37,912,052円	37,286,671円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2006-10M	556,707,079円	547,534,940円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2006-11M	2,114,421,407円	2,082,730,389円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-04M	96,249,039円	94,812,679円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-05M	1,152,951,561円	898,088,140円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-07M	289,412,602円	285,080,691円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-08M	1,148,274,480円	1,130,949,108円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-08Q	245,436,673円	241,121,442円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2007-09	4,977,812,740円	4,903,418,999円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2007-10	1,391,009,357円	1,369,980,376円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2007-10Q	94,254,303円	92,749,083円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2007-12M	1,298,820,965円	1,279,740,896円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2008-01M	151,975,666円	149,484,424円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2008-02M	2,062,537,897円	2,031,485,776円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2008-06M	1,047,230,113円	1,031,414,921円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2013-01M	1,503,134,494円	1,480,519,825円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2013-02M	1,444,414,335円	1,422,762,766円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家転売制限付)	2013-03M	1,427,902,904円	1,406,301,481円
P F 先進国ハイインカムファンド (適格機関投資家向け)	2014-06M	984,992,740円	969,915,907円

P F 先進国ハイインカムファンド 2014-07M (適格機関投資家向け)	1,672,285,672円	731,676,493円
P F 先進国ハイインカムファンド 2014-12M (適格機関投資家向け)	1,220,479,094円	788,891,209円
P F 先進国ハイインカムファンド 2015-09M (適格機関投資家向け)	-円	1,903,693,850円
P F 先進国ハイインカムファンド 2015-12M (適格機関投資家向け)	-円	1,375,377,970円
計	252,092,175,962円	245,389,396,530円
2. 受益権の総数	252,092,175,962口	245,389,396,530口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

	自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日	自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成27年 6月15日現在	平成27年12月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券	(1)有価証券

	<p>売買目的有価証券</p> <p>重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。</p>	<p>同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p>
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

(平成27年 6月15日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,211,672,639
地方債証券	2,261,586,317
特殊債券	154,555,341
合計	4,627,814,297

(平成27年12月15日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	80,392,351
地方債証券	730,033,680
特殊債券	542,835,459
合計	1,192,476,788

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

(平成27年 6月15日現在)

該当事項はありません。

(平成27年12月15日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	131,326,500	-	131,730,000	403,500
	豪ドル	131,326,500	-	131,730,000	403,500
合計		131,326,500	-	131,730,000	403,500

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

平成27年 6月15日現在		平成27年12月15日現在	
1口当たり純資産額	2.3314円	1口当たり純資産額	2.2819円
(1万口当たり純資産額)	(23,314円)	(1万口当たり純資産額)	(22,819円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
米ドル	国債証券	CANADA GOVERNMENT-1.125%-18/03/19	35,000,000.00	34,989,500.00		
		REPUBLIC OF FINLAND-1.625%-18/10/01	25,000,000.00	25,236,250.00		
		TSY INFL IX N/B-0.125%-19/04/15	25,000,000.00	25,207,498.75		
		TSY INFL IX N/B-0.125%-20/04/15	50,000,000.00	50,123,360.46		
		TSY INFL IX N/B-0.125%-23/01/15	25,000,000.00	24,646,550.00		
		TSY INFL IX N/B-0.625%-24/01/15	25,000,000.00	25,142,262.50		
		TSY INFL IX N/B-0.25%-25/01/15	100,000,000.00	95,605,370.00		
		US TREASURY N/B-8.75%-17/05/15	10,000,000.00	11,114,062.50		
		US TREASURY N/B-9.125%-18/05/15	17,000,000.00	20,291,093.75		
		US TREASURY N/B-1.625%-19/07/31	25,000,000.00	25,181,640.62		
		US TREASURY N/B-1.375%-20/03/31	10,000,000.00	9,915,625.00		
		US TREASURY N/B-2.0%-21/02/28	40,000,000.00	40,503,125.00		
		US TREASURY N/B-2.25%-21/07/31	300,000,000.00	306,867,187.50		
		US TREASURY N/B-2.0%-22/07/31	161,800,000.00	161,939,046.87		
		US TREASURY N/B-2.0%-25/02/15	100,000,000.00	98,125,000.00		
		国債証券小計		948,800,000.00	954,887,572.95 (115,694,178,338)	
		地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF-2.65%- 21/09/22	54,000,000.00	55,310,914.80	
			BRITISH COLUMBIA PROV OF-2.0%- 22/10/23	110,000,000.00	106,940,251.00	
			地方債証券小計	164,000,000.00	162,251,165.80 (19,658,351,248)	
		特殊債券	AFRICAN DEVELOPMENT BANK-0.75%- 17/11/03	12,000,000.00	11,928,600.00	
	AFRICAN DEVELOPMENT BANK-1.625%- 18/10/02		25,000,000.00	25,196,275.00		

ASIAN DEVELOPMENT BANK-5.593%- 18/07/16	31,950,000.00	34,930,241.68	
ASIAN DEVELOPMENT BANK-1.375%- 20/03/23	10,000,000.00	9,833,730.00	
BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-1.875%- 19/06/11	5,000,000.00	5,042,000.00	
BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-2.625%- 21/04/28	10,000,000.00	10,279,490.00	
BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-2.5%- 23/01/23	25,000,000.00	25,250,025.00	
EUROFIMA-1.75%-20/05/29	80,000,000.00	79,592,400.00	
EUROPEAN BK RECON & DEV-1.875%- 22/02/23	25,000,000.00	24,782,550.00	
EUROPEAN INVESTMENT BANK-1.625%- 20/03/16	20,000,000.00	19,835,274.00	
EUROPEAN INVESTMENT BANK-1.625%- 20/12/15	41,802,000.00	41,266,934.40	
INTER-AMERICAN DEVEL BK-3.875%- 19/09/17	20,000,000.00	21,602,228.00	
INTER-AMERICAN DEVEL BK-1.375%- 20/07/15	25,000,000.00	24,593,750.00	
INTER-AMERICAN DEVEL BK-3.0%-24/02/21	9,000,000.00	9,504,954.00	
INTL BK RECON & DEVELOP-2.5%-24/11/25	70,000,000.00	71,144,640.00	
INTL BK RECON & DEVELOP-2.125%- 25/03/03	30,000,000.00	29,472,060.00	
KFW-1.875%-20/11/30	12,000,000.00	12,018,612.00	
KFW-2.125%-23/08/07	25,000,000.00	24,751,350.00	
KOMMUNALBANKEN AS-1.625%-20/01/15	29,566,000.00	29,453,560.50	
KOMMUNALBANKEN AS-2.125%-25/04/23	43,664,000.00	42,207,849.26	
LANDWIRTSCH. RENTENBANK-2.25%- 21/10/01	50,000,000.00	50,649,950.00	
LANDWIRTSCH. RENTENBANK-1.875%- 23/04/17	50,000,000.00	48,997,600.00	
LANDWIRTSCH. RENTENBANK-2.0%-25/01/13	50,000,000.00	48,537,500.00	
LANDWIRTSCH. RENTENBANK-2.375%- 25/06/10	50,000,000.00	49,809,950.00	
NETWORK RAIL INFRA FIN-1.75%-19/01/24	25,000,000.00	25,246,225.00	
SWEDISH EXPORT CREDIT-1.875%-20/06/23	25,000,000.00	24,874,485.00	
特殊債券小計	799,982,000.00	800,802,233.84	(97,025,198,652)

米ドル小計			1,912,782,000.00	1,917,940,972.59 (232,377,728,238)
英債券	国債証券	UK TREASURY-3.75%-19/09/07	25,000,000.00	27,536,292.50
		UK TREASURY-1.75%-22/09/07	35,000,000.00	35,582,414.00
		UK TREASURY-2.25%-23/09/07	100,000,000.00	104,559,360.00
		UK TREASURY-5.0%-25/03/07	50,000,000.00	64,034,165.00
		UK TREASURY-4.25%-40/12/07	25,000,000.00	33,175,875.00
		UK TREASURY-3.25%-44/01/22	85,000,000.00	97,612,019.50
		UNITED KINGDOM GILT-2.0%-25/09/07	125,000,000.00	126,926,200.00
	国債証券小計		445,000,000.00	489,426,326.00 (89,868,461,980)
	特殊債券	EUROPEAN INVESTMENT BANK-2.25%-20/03/07	25,000,000.00	25,862,500.00
		TRANSPORT FOR LONDON-2.125%-25/04/24	16,450,000.00	16,127,580.00
特殊債券小計		41,450,000.00	41,990,080.00 (7,710,218,489)	
英債券小計			486,450,000.00	531,416,406.00 (97,578,680,469)
ノルウェークローネ	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT-4.5%-19/05/22	300,000,000.00	339,345,000.00
		NORWEGIAN GOVERNMENT-3.75%-21/05/25	335,000,000.00	383,575,000.00
		NORWEGIAN GOVERNMENT-2.0%-23/05/24	400,000,000.00	421,239,200.00
	国債証券小計		1,035,000,000.00	1,144,159,200.00 (16,006,787,208)
	特殊債券	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-2.25%-19/05/22	25,000,000.00	25,897,500.00
		NORDIC INVESTMENT BANK-2.0%-18/05/24	281,000,000.00	288,473,195.00
		NORDIC INVESTMENT BANK-1.5%-25/03/13	75,000,000.00	74,724,375.00
特殊債券小計		381,000,000.00	389,095,070.00 (5,443,440,029)	
ノルウェークローネ小計			1,416,000,000.00	1,533,254,270.00 (21,450,227,237)
豪ドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%-35/06/21	50,000,000.00	45,424,900.00
		AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.25%-39/06/21	66,000,000.00	63,762,468.00
	国債証券小計		116,000,000.00	109,187,368.00 (9,589,926,531)
地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF-4.25%-24/11/27	100,000,000.00	104,157,700.00	

		NEW S WALES TREASURY CRP-2.75%-25/11/20	75,000,000.00	108,059,999.96	
		QUEENSLAND TREASURY CORP-3.25%-26/07/21	25,000,000.00	24,449,800.00	
		TREASURY CORP VICTORIA-4.75%-30/11/20	17,000,000.00	19,328,371.00	
		TREASURY CORP VICTORIA-5.0%-40/11/20	20,000,000.00	23,428,260.00	
	地方債証券小計		237,000,000.00	279,424,130.96	(24,541,821,422)
	特殊債券	AFRICAN DEVELOPMENT BANK-4.75%-24/03/06	30,000,000.00	32,707,170.00	
		ASIAN DEVELOPMENT BANK-6.25%-20/03/05	40,000,000.00	45,486,160.00	
		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-5.25%-24/05/20	86,000,000.00	96,498,364.00	
		BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-3.25%-25/07/15	30,000,000.00	29,114,610.00	
		EUROFIMA-3.9%-25/12/19	40,000,000.00	40,836,480.00	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK-5.0%-22/08/22	20,000,000.00	22,071,240.00	
		EXPORT FIN & INS CORP-4.28%-26/02/12	65,000,000.00	69,271,410.00	
		KFW-6.25%-21/05/19	27,000,000.00	31,302,963.00	
		KOMMUNALBANKEN AS-4.0%-19/01/23	15,000,000.00	15,568,530.00	
		KOMMUNALBANKEN AS-6.5%-21/04/12	35,000,000.00	40,849,410.00	
		KOMMUNALBANKEN AS-4.5%-23/04/17	13,000,000.00	13,927,511.00	
		KOMMUNALBANKEN AS-5.25%-24/07/15	15,000,000.00	16,849,020.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-2.7%-20/01/20	50,000,000.00	49,688,250.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-4.25%-23/01/24	100,000,000.00	105,735,900.00	
		LANDWIRTSCH. RENTENBANK-4.25%-25/01/09	50,000,000.00	52,826,050.00	
		MUNICIPALITY FINANCE PLC-5.0%-24/03/20	10,000,000.00	11,021,370.00	
	特殊債券小計		626,000,000.00	673,754,438.00	(59,175,852,289)
	豪ドル小計		979,000,000.00	1,062,365,936.96	(93,307,600,242)
ニュー ジーラン ドドル	国債証券	NEW ZEALAND GOVERNMENT-3.5%-33/04/14	35,000,000.00	33,267,500.00	
		NEW ZEALAND INDEX LINKED-4.5%-16/02/15	20,000,000.00	29,829,939.99	

	NEW ZEALAND INDEX LINKED-2.0%- 25/09/20	175,000,000.00	178,272,499.97	
国債証券小計		230,000,000.00	241,369,939.96 (19,809,230,972)	
地方債証券	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-5.0%- 19/03/15	100,000,000.00	105,564,000.00	
	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-3.0%- 20/04/15	80,000,000.00	79,370,000.00	
	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-6.0%- 21/05/15	40,000,000.00	44,468,560.00	
	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-5.5%- 23/04/15	20,000,000.00	21,960,680.00	
	NZ LOCAL GOVT FUND AGENC-4.5%- 27/04/15	66,000,000.00	66,879,054.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP-7.125%- 17/09/18	167,000,000.00	177,195,183.00	
	QUEENSLAND TREASURY CORP-7.125%- 17/09/18	42,000,000.00	44,952,894.00	
地方債証券小計		515,000,000.00	540,390,371.00 (44,349,837,747)	
特殊債券	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-4.25%- 17/05/25	15,000,000.00	15,200,625.00	
	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-9.5%- 18/02/08	80,000,000.00	90,060,960.00	
	BK NEDERLANDSE GEMEENTEN-4.125%- 18/03/05	47,000,000.00	47,711,674.00	
	EXPORT DEVELOPMNT CANADA-3.75%- 20/05/08	25,000,000.00	25,314,825.00	
	INTL BK RECON & DEVELOP-5.625%- 17/03/03	15,000,000.00	15,400,335.00	
	KOMMUNALBANKEN AS-5.125%-21/05/14	25,000,000.00	26,928,600.00	
	KOMMUNALBANKEN AS-4.0%-25/08/20	25,000,000.00	24,840,550.00	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-7.0%-17/05/10	80,000,000.00	84,165,920.00	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-4.0%-20/01/30	30,000,000.00	30,649,050.00	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-4.375%- 20/10/08	25,000,000.00	26,005,325.00	
	LANDWIRTSCH. RENTENBANK-5.375%- 24/04/23	100,000,000.00	109,077,100.00	
特殊債券小計		467,000,000.00	495,354,964.00 (40,653,781,895)	

ニュージーランドドル小計	1,212,000,000.00	1,277,115,274.96 (104,812,850,614)	
合計		549,527,086,800 (549,527,086,800)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種 類	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 15銘柄	49.7%	20.9%
	地方債証券 2銘柄	8.5%	3.6%
	特殊債券 26銘柄	41.8%	17.7%
英ポンド	国債証券 7銘柄	92.1%	16.4%
	特殊債券 2銘柄	7.9%	1.4%
ノルウェークローネ	国債証券 3銘柄	74.6%	2.9%
	特殊債券 3銘柄	25.4%	1.0%
豪ドル	国債証券 2銘柄	10.3%	1.7%
	地方債証券 5銘柄	26.3%	4.5%
	特殊債券 16銘柄	63.4%	10.8%
ニュージーランドドル	国債証券 3銘柄	18.9%	3.6%
	地方債証券 7銘柄	42.3%	8.1%
	特殊債券 11銘柄	38.8%	7.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

日本高配当利回り株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	平成27年 6月15日現在	平成27年12月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	312,344,894	200,209,027
株式	5,253,798,220	4,530,214,770
未収配当金	45,922,775	657,350
未収利息	511	335
流動資産合計	5,612,066,400	4,731,081,482
資産合計	5,612,066,400	4,731,081,482
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,355,450	-
流動負債合計	18,355,450	-
負債合計	18,355,450	-
純資産の部		
元本等		
元本	2,909,381,285	2,722,947,415
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	2,684,329,665	2,008,134,067
元本等合計	5,593,710,950	4,731,081,482
純資産合計	5,593,710,950	4,731,081,482
負債純資産合計	5,612,066,400	4,731,081,482

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式は移動平均法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

	平成27年 6月15日現在	平成27年12月15日現在
1. 期首	平成26年12月16日	平成27年 6月16日
期首元本額	3,405,278,875円	2,909,381,285円

期首からの追加設定元本額	60,052,176円	43,136,106円
期首からの一部解約元本額	555,949,766円	229,569,976円
元本の内訳		
利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型	428,892,412円	427,968,458円
株ちょファンド日本（高配当株・割安株・成長株）毎月分配型	2,480,488,873円	2,294,978,957円
計	2,909,381,285円	2,722,947,415円
2. 受益権の総数	2,909,381,285口	2,722,947,415口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

	自 平成26年12月16日 至 平成27年 6月15日	自 平成27年 6月16日 至 平成27年12月15日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

金融商品の時価等に関する事項

	平成27年 6月15日現在	平成27年12月15日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(1)有価証券 同左

	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(2)デリバティブ取引 同左 (3)上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

（平成27年 6月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	545,655,375
合計	545,655,375

（平成27年12月15日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	37,211,077
合計	37,211,077

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

平成27年 6月15日現在	平成27年12月15日現在
---------------	---------------

1口当たり純資産額	1.9226円	1口当たり純資産額	1.7375円
(1万口当たり純資産額)	(19,226円)	(1万口当たり純資産額)	(17,375円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
東亜道路工業	22,000	440.00	9,680,000	
世紀東急工業	23,100	620.00	14,322,000	
東京エネシス	3,000	1,011.00	3,033,000	
三晃金属工業	45,000	263.00	11,835,000	
日本たばこ産業	15,000	4,319.00	64,785,000	
日本製紙	18,500	1,860.00	34,410,000	
昭和電工	110,000	145.00	15,950,000	
住友化学	84,000	664.00	55,776,000	
デンカ	13,000	525.00	6,825,000	
大日精化工業	18,000	543.00	9,774,000	
三菱瓦斯化学	46,000	588.00	27,048,000	
大阪有機化学工業	3,600	605.00	2,178,000	
三菱ケミカルホールディングス	70,200	757.30	53,162,460	
日本合成化学工業	30,000	860.00	25,800,000	
積水化学工業	5,300	1,499.00	7,944,700	
宇部興産	86,000	250.00	21,500,000	
D I C	92,000	342.00	31,464,000	
サカタインクス	1,600	1,211.00	1,937,600	
東洋インキ S C ホールディングス	7,000	471.00	3,297,000	
荒川化学工業	2,500	1,160.00	2,900,000	
デクセリアルズ	2,700	1,346.00	3,634,200	
藤森工業	100	3,010.00	301,000	
アステラス製薬	13,400	1,646.00	22,056,400	
第一三共	19,800	2,461.50	48,737,700	
ニチレキ	8,000	921.00	7,368,000	
ブリヂストン	10,600	4,158.00	44,074,800	
フコク	3,500	1,057.00	3,699,500	
旭硝子	12,000	684.00	8,208,000	
黒崎播磨	13,000	273.00	3,549,000	
新日鐵住金	3,100	2,299.00	7,126,900	
神戸製鋼所	88,000	134.00	11,792,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	20,700	1,757.50	36,380,250	

日新製鋼	200	1,264.00	252,800
大同特殊鋼	24,000	476.00	11,424,000
山陽特殊製鋼	17,000	567.00	9,639,000
大紀アルミニウム工業所	9,000	315.00	2,835,000
日本軽金属ホールディングス	66,400	204.00	13,545,600
三井金属鉱業	87,000	219.00	19,053,000
三菱マテリアル	36,000	392.00	14,112,000
住友金属鉱山	10,000	1,331.50	13,315,000
オークマ	7,000	1,013.00	7,091,000
牧野フライス製作所	4,000	913.00	3,652,000
D M G 森精機	3,000	1,458.00	4,374,000
東洋機械金属	8,100	428.00	3,466,800
小松製作所	7,400	1,890.00	13,986,000
荏原製作所	5,000	570.00	2,850,000
加藤製作所	2,000	527.00	1,054,000
平和	17,100	2,267.00	38,765,700
J U K I	2,300	1,115.00	2,564,500
サンデンホールディングス	13,000	379.00	4,927,000
日本ピストンリング	2,100	2,028.00	4,258,800
日本精工	8,000	1,401.00	11,208,000
N T N	9,000	524.00	4,716,000
ジェイテクト	5,000	2,031.00	10,155,000
三菱重工業	15,000	569.70	8,545,500
イビデン	17,600	1,753.00	30,852,800
三菱電機	31,000	1,252.50	38,827,500
富士電機	8,000	514.00	4,112,000
オリジン電気	1,000	322.00	322,000
セイコーエプソン	900	1,893.00	1,703,700
タムラ製作所	2,000	356.00	712,000
フォスター電機	2,800	2,562.00	7,173,600
日立マクセル	5,200	2,054.00	10,680,800
アルパイン	9,400	1,538.00	14,457,200
新電元工業	12,000	445.00	5,340,000
日本電子材料	4,100	610.00	2,501,000
ファナック	300	20,455.00	6,136,500
キヤノン	1,300	3,628.00	4,716,400
東京エレクトロン	1,000	7,610.00	7,610,000
川崎重工業	3,000	444.00	1,332,000
名村造船所	6,400	1,031.00	6,598,400
サノヤスホールディングス	11,400	245.00	2,793,000
日産自動車	56,700	1,218.00	69,060,600
いすゞ自動車	14,800	1,294.50	19,158,600

トヨタ自動車	33,700	7,324.00	246,818,800
N O K	900	2,932.00	2,638,800
プレス工業	15,300	528.00	8,078,400
ミクニ	1,600	420.00	672,000
本田技研工業	23,100	3,776.00	87,225,600
富士重工業	9,300	4,861.00	45,207,300
ショーワ	26,800	1,137.00	30,471,600
中部電力	158,600	1,656.50	262,720,900
中国電力	74,700	1,508.00	112,647,600
北陸電力	51,300	1,696.00	87,004,800
東北電力	131,500	1,423.00	187,124,500
四国電力	45,900	1,758.00	80,692,200
沖縄電力	5,200	3,040.00	15,808,000
電源開発	37,100	4,125.00	153,037,500
東京瓦斯	647,000	568.00	367,496,000
大阪瓦斯	538,000	424.90	228,596,200
東邦瓦斯	134,000	759.00	101,706,000
北海道瓦斯	12,000	277.00	3,324,000
西部瓦斯	60,000	266.00	15,960,000
静岡ガス	15,000	760.00	11,400,000
メタウォーター	3,100	3,065.00	9,501,500
日本郵船	181,000	291.00	52,671,000
商船三井	21,000	297.00	6,237,000
日本航空	2,200	4,248.00	9,345,600
エイベックス・グループ・ホールディングス	300	1,362.00	408,600
日本電信電話	28,600	4,597.00	131,474,200
K D D I	18,500	2,887.50	53,418,750
N T T ドコモ	21,800	2,323.00	50,641,400
フィールズ	1,000	2,073.00	2,073,000
双日	119,600	257.00	30,737,200
U K C ホールディングス	1,500	2,778.00	4,167,000
T O K A I ホールディングス	30,200	533.00	16,096,600
伊藤忠商事	38,600	1,415.50	54,638,300
丸紅	28,100	640.10	17,986,810
兼松	58,000	194.00	11,252,000
三井物産	5,200	1,417.00	7,368,400
住友商事	62,100	1,229.50	76,351,950
三菱商事	32,500	1,972.00	64,090,000
神鋼商事	12,000	242.00	2,904,000
極東貿易	25,000	250.00	6,250,000
伊藤忠エネクス	26,100	937.00	24,455,700
サンワテクノス	4,600	952.00	4,379,200

PAL TAC	1,600	2,182.00	3,491,200	
ヤマタネ	43,000	186.00	7,998,000	
日鉄住金物産	38,000	402.00	15,276,000	
エディオン	3,700	920.00	3,404,000	
トーエル	3,700	625.00	2,312,500	
コーナン商事	10,600	1,657.00	17,564,200	
ケーユーホールディングス	500	780.00	390,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	234,000	743.00	173,862,000	
三井住友フィナンシャルグループ	31,300	4,492.00	140,599,600	
みずほフィナンシャルグループ	374,600	235.50	88,218,300	
北洋銀行	900	424.00	381,600	
東日本銀行	19,000	369.00	7,011,000	
関西アーバン銀行	5,600	1,297.00	7,263,200	
フィデアホールディングス	98,800	258.00	25,490,400	
野村ホールディングス	74,400	681.50	50,703,600	
損保ジャパン日本興亜ホールディングス	20,900	3,703.00	77,392,700	
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	18,400	3,315.00	60,996,000	
東京海上ホールディングス	6,400	4,377.00	28,012,800	
ジャックス	13,000	444.00	5,772,000	
オリックス	23,700	1,634.50	38,737,650	
野村不動産ホールディングス	13,400	2,292.00	30,712,800	
フージャースホールディングス	16,300	529.00	8,622,700	
明和地所	4,000	516.00	2,064,000	
ジェイコムホールディングス	3,700	1,450.00	5,365,000	
テイクアンドギヴ・ニーズ	4,400	697.00	3,066,800	
合 計	5,243,100		4,530,214,770	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2015年12月30日現在です。

【利回り財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型】

【純資産額計算書】

資産総額	8,524,434,178円
負債総額	3,808,393円
純資産総額(-)	8,520,625,785円
発行済口数	10,436,299,992口
1口当たり純資産額(/)	0.8164円

(参考)

高金利先進国債券マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	555,346,147,027円
負債総額	円
純資産総額(-)	555,346,147,027円
発行済口数	245,295,844,091口
1口当たり純資産額(/)	2.2640円

日本高配当利回り株式マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	4,877,044,034円
負債総額	円
純資産総額(-)	4,877,044,034円
発行済口数	2,722,947,415口
1口当たり純資産額(/)	1.7911円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成27年12月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（平成27年12月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役・監査役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行ないます。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。

当社の取締役会は10名以内の取締役で構成され、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、代表取締役若干名を選定します。

・監査役会

当社の監査役会は5名以内の監査役で構成され、監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までを任期とします。監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（平成27年12月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク管理、ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、平成27年12月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	607	116,884

株式投資信託		552	91,700
単位型		105	2,983
追加型		447	88,716
公社債投資信託		55	25,184
単位型		39	381
追加型		16	24,803
投資法人合計		1	11

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第57期中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

	(単位:百万円)			
	第55期 (平成26年3月31日)		第56期 (平成27年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	3	17,805	3	14,206
有価証券		234		277
前払費用	3	419	3	509
未収入金		37		3
未収委託者報酬		7,162		8,441
未収収益	3	608	3	1,566
関係会社短期貸付金		240		436
立替金		303		666
繰延税金資産		984		1,446
その他	2	30	2	195
流動資産合計		27,826		27,750
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	47	1	56
器具備品	1	134	1	166
有形固定資産合計		181		222
無形固定資産				
ソフトウェア		91		113

無形固定資産合計	91	113
投資その他の資産		
投資有価証券	7,290	14,184
関係会社株式	21,702	21,702
関係会社長期貸付金	60	60
長期差入保証金	692	740
長期前払費用	-	0
繰延税金資産	525	248
投資その他の資産合計	30,271	36,936
固定資産合計	30,544	37,273
資産合計	58,371	65,023

(単位：百万円)

	第55期 (平成26年3月31日)	第56期 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	329	387
未払金	3,404	5,545
未払収益分配金	6	6
未払償還金	112	112
未払手数料	3 2,743	3 3,145
その他未払金	542	2,282
未払費用	3 3,239	3 4,636
未払法人税等	2,286	814
未払消費税等	4 356	4 1,070
賞与引当金	1,935	1,990
役員賞与引当金	150	120
その他	-	3 82
流動負債合計	11,702	14,646
固定負債		
退職給付引当金	1,081	1,111
その他	55	-
固定負債合計	1,137	1,111
負債合計	12,840	15,758
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	22,694	25,836
利益剰余金合計	22,694	25,836
自己株式	68	68

株主資本合計	45,209	48,351
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	321	1,002
繰延ヘッジ損益	-	88
評価・換算差額等合計	321	913
純資産合計	45,531	49,265
負債純資産合計	58,371	65,023

(2) 【損益計算書】

	(単位:百万円)	
	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	63,120	63,990
その他営業収益	2,557	3,729
営業収益合計	65,678	67,719
営業費用		
支払手数料	31,207	30,408
広告宣伝費	1,081	1,045
公告費	2	5
調査費	13,405	15,571
調査費	712	747
委託調査費	12,669	14,782
図書費	23	41
委託計算費	465	502
営業雑経費	558	660
通信費	186	199
印刷費	252	263
協会費	43	64
諸会費	11	27
その他	65	106
営業費用計	46,721	48,193
一般管理費		
給料	7,171	7,585
役員報酬	316	289
役員賞与引当金繰入額	150	120
給料・手当	4,719	5,127
賞与	50	59
賞与引当金繰入額	1,935	1,990
交際費	108	163
寄付金	54	36
旅費交通費	448	503
租税公課	209	208
不動産賃借料	755	785
退職給付費用	313	349
退職金	32	16
固定資産減価償却費	109	148
福利費	847	908
諸経費	2,517	2,673

一般管理費計	12,568	13,380
営業利益	6,388	6,146

(単位：百万円)

	第55期		第56期	
	(自	平成25年4月1日	(自	平成26年4月1日
	至	平成26年3月31日)	至	平成27年3月31日)
営業外収益				
受取利息		17		10
受取配当金	1	1,774	1	1,152
有価証券償還益		-		13
時効成立分配金・償還金		4		1
為替差益		26		-
その他		19		107
営業外収益合計		1,842		1,285
営業外費用				
支払利息		19		28
有価証券償還損		-		81
デリバティブ費用		-		269
時効成立後支払分配金・償還金		22		295
支払源泉所得税		57		71
為替差損		-		26
その他		13		21
営業外費用合計		114		795
経常利益		8,116		6,636
特別利益				
投資有価証券売却益		135		270
特別利益合計		135		270
特別損失				
投資有価証券売却損		12		22
関係会社株式評価損		4,500		-
固定資産処分損		0		0
割増退職金		59		243
役員退職一時金		235		-
外国税関連費用		-	2	1,650
特別損失合計		4,807		1,916
税引前当期純利益		3,445		4,991
法人税、住民税及び事業税		3,020		2,356
法人税等調整額		119		466
法人税等合計		2,900		1,890
当期純利益		544		3,101

(3) 【株主資本等変動計算書】

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
会計方針の変更による累積的影響額							-
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,363	5,220	5,220	23,530	23,530	68	46,045
当期変動額							
剰余金の配当				1,380	1,380		1,380
当期純利益				544	544		544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	836	836	-	836
当期末残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	362	362	46,408
会計方針の変更による累積的影響額		-	-
会計方針の変更を反映した当期首残高	362	362	46,408
当期変動額			
剰余金の配当			1,380
当期純利益			544
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40	40	40
当期変動額合計	40	40	876
当期末残高	321	321	45,531

第56期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,694	22,694	68	45,209
会計方針の変更による累積的影響額				41	41		41
会計方針の変更を反映した当期首残高	17,363	5,220	5,220	22,735	22,735	68	45,250
当期変動額							
当期純利益				3,101	3,101		3,101

株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	3,101	3,101	-	3,101
当期末残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	68	48,351

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	321	-	321	45,531
会計方針の変更による累積的影響額			-	41
会計方針の変更を反映した当期首残高	321	-	321	45,572
当期変動額				
当期純利益				3,101
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	680	88	591	591
当期変動額合計	680	88	591	3,692
当期末残高	1,002	88	913	49,265

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法 (2) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 3年～15年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。

	<p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。</p>

（会計方針の変更）

<p>第56期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)</p>
<p>「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を平均残存勤務年数に対応した高格付社債の流通利回りを基礎とする方法から退職給付の支払見込期間及び期間毎の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。</p> <p>退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。</p> <p>この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が63百万円減少、繰延税金資産が22百万円減少、繰越利益剰余金が41百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。なお、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額に対する影響額は、軽微であります。</p>

（表示方法の変更）

<p>第56期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)</p>

（損益計算書関係）

前事業年度において、「一般管理費」の「諸経費」に含めていた「福利費」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「一般管理費」の「諸経費」に表示していた3,364百万円は、「福利費」847百万円、「諸経費」2,517百万円として組み替えております。

（貸借対照表関係）

第55期 (平成26年3月31日)	第56期 (平成27年3月31日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,091百万円</p> <p>器具備品 625百万円</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 1,122百万円</p> <p>器具備品 679百万円</p>
<p>2 信託資産</p> <p>流動資産のその他30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p>	<p>2 信託資産</p> <p>流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。</p>
<p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 6,249百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 74百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 98百万円</p> <p>未払費用 274百万円</p>	<p>3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。</p> <p>(流動資産)</p> <p>現金・預金 4,256百万円</p> <p>前払費用 2百万円</p> <p>未収収益 110百万円</p> <p>(流動負債)</p> <p>未払手数料 108百万円</p> <p>未払費用 500百万円</p> <p>その他 57百万円</p>
<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p>	<p>4 消費税等の取扱い</p> <p>仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p>
<p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務65百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務159百万円に対して保証を行っております。</p>	<p>5 保証債務</p> <p>当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務27百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソン タワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務842百万円に対して保証を行っております。</p>

（損益計算書関係）

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 1,290百万円</p>	<p>1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p>受取配当金 719百万円</p> <p>2 外国税関連費用1,650百万円は、中国税務当局等が平成26年10月31日付に発した「通達79号」に基づき、平成21年11月17日から平成26年11月16日までのQFII(Qualified Foreign Institutional Investors)口座を通じて取得した中国A株の譲渡所得に対して税率10%で遡及課税される金額を合理的に計算したものであります。中国A株に投資している当社の対象ファンドは「中国A株マザーファンド」及び「中国A株CSI300インデックスマザーファンド」の2ファンドであり、ファンドの当時の受益者に負担を求めることが事実上不可能であるため、当社が負担しております。</p>
--	--

(株主資本等変動計算書関係)

第55期(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	16,978,500	-	1,075,800	15,902,700	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,626,900	-	59,400	1,567,500	-
平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	-	2,955,200	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	5,930,100	-	541,200	5,388,900	-
合計		29,800,700	-	1,676,400	28,124,300	-

- (注) 1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
- 2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。
- 3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株、第1回新株予約権2,955,200株及び平成23年度ストックオプション(1)2,887,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	1,380	7.01	平成25年3月31日	平成25年6月18日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

第56期（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	109,600	-	-	109,600

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高 (百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
平成21年度 ストックオプション(1)	普通株式	15,902,700	-	-	15,902,700	-
平成21年度 ストックオプション(2)	普通株式	1,567,500	-	-	1,567,500	-
平成22年度 ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	-	2,310,000	-
第1回新株予約権	普通株式	2,955,200	-	2,955,200	-	-
平成23年度 ストックオプション(1)	普通株式	5,388,900	-	359,700	5,029,200	-
合計		28,124,300	-	3,314,900	24,809,400	-

- (注) 1 平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。
2 第1回新株予約権の新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権の行使に関する通知が当社に提出された日における、当社の発行済株式数×0.25%に6を乗じた数で算出され、当事業年度末の発行済株式に基づき算出しております。なお、当該新株予約権は平成27年2月8日に失効いたしました。
3 平成21年度ストックオプション(1)15,902,700株、平成21年度ストックオプション(2)1,567,500株、平成22年度ストックオプション(1)2,310,000株及び平成23年度ストックオプション(1)4,075,500株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	利益剰余金	850	4.32	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(リース取引関係)

第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料
1年内 751百万円	1年内 841百万円
1年超 77百万円	1年超 3,420百万円
合計 828百万円	合計 4,261百万円

(金融商品関係)

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬、未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻または債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されております。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金を預入れる金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、または必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また投資有価証券に関しては、毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。これらの結果、当社の財政状態、経営成績に与える影響が著しいと判断される場合には、必要に応じて、ヘッジ取引規程に則り、それを回避する目的で、ヘッジ取引を行うことが可能であります。

流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1) 現金・預金	17,805	17,805	-
(2) 未収委託者報酬	7,162	7,162	-
(3) 未収収益	608	608	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	7,457	7,457	-
(5) 未払金	(3,404)	(3,404)	-
(6) 未払費用	(3,239)	(3,239)	-

()負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額66百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額18,809百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	17,805	-	-	-
未収委託者報酬	7,162	-	-	-
未収収益	608	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	234	315	1,166	973
合計	25,811	315	1,166	973

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、

当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては10数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されており、また一部外貨建て預金を保有しているため為替変動リスクにも晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシドマネの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計(繰延ヘッジ)を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針」4「ヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

営業債務である未払金(未払手数料)、未払費用に関しては、すべてが1年以内の支払期日であります。未払金(未払手数料)については、債権(未収委託者報酬)を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、短期間の取引が想定される金融機関の場合を除き、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

市場リスク(為替や価格等の変動リスク)の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益(ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益)を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュ・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。

流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性(最低限必要な運転資金)を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(当事業年度の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 現金・預金	14,206	14,206	-
(2) 未収委託者報酬	8,441	8,441	-
(3) 未収収益	1,566	1,566	-
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	14,431	14,431	-
(5) 未払金	(5,545)	(5,545)	-
(6) 未払費用	(4,636)	(4,636)	-
(7) デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(25)	(25)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(57)	(57)	-
デリバティブ取引計	(82)	(82)	-

(1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬並びに(3) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(5) 未払金及び(6) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額30百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式(貸借対照表計上額18,809百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額2,892百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

4 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	14,206	-	-	-
未収委託者報酬	8,441	-	-	-
未収収益	1,566	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 投資信託	277	1,219	3,205	1,232
合計	24,492	1,219	3,205	1,232

(有価証券関係)

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	3,819	3,188	631
	小計	3,819	3,188	631
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	3,637	3,768	130
	小計	3,637	3,768	130
合計		7,457	6,957	500

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 66百万円）については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	23	11	-
投資信託	1,734	124	12
合計	1,758	135	12

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
--	----	----------	------	----

貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	12,839	11,293	1,546
	小計	12,839	11,293	1,546
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,591	1,656	64
	小計	1,591	1,656	64
合計		14,431	12,949	1,482

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当事業年度については、該当ございません。

2 非上場株式等(貸借対照表計上額 30百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	3,661	270	22
合計	3,661	270	22

(デリバティブ取引関係)

第55期(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(平成27年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引				
	売建	2,337	-	25	25
	買建	-	-	-	-
合計		2,337	-	25	25

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主な ヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方	為替予約取引 売建 米ドル	投資有価	2,586	-	68

法	豪ドル	証券	276	-	8
	シンガポールドル		878	-	4
	ユーロ		219	-	1
合計			3,961	-	57

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第55期 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)		第56期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)		関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円)	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,065	(1) 関連会社に対する投資の金額	3,078
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	7,660	(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	9,396
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,379	(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,720

(退職給付関係)

第55期(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,101
勤務費用	110
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	56
退職給付債務の期末残高	1,174

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,174
未積立退職給付債務	1,174
未認識数理計算上の差異	92
貸借対照表に計上された負債の額	1,081
退職給付引当金	1,081
貸借対照表に計上された負債の額	1,081

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	110
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	16
確定給付制度に係る退職給付費用	137

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.8%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、176百万円でありました。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,174
会計方針の変更による累積的影響額	63
会計方針の変更を反映した期首残高	1,110
勤務費用	126
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	47
退職給付の支払額	59
退職給付債務の期末残高	1,233

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,233
未積立退職給付債務	1,233
未認識数理計算上の差異	121
貸借対照表に計上された負債の額	1,111

退職給付引当金	1,111
貸借対照表に計上された負債の額	1,111

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	126
利息費用	7
数理計算上の差異の費用処理額	18
確定給付制度に係る退職給付費用	152

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.6%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、196百万円でありました。

（ストックオプション等関係）

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数（注）	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定条件	平成24年1月22日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日（以下「権利行使可能初日」といいます。）、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション(新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	16,978,500	1,626,900
付与	0	0
失効	1,075,800	59,400
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,930,100
付与	0	0
失効	0	541,200
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,388,900
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注)3
付与日における公正な評価単価(円) (注)1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。
- 2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 271名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 48名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 19,724,100株	普通株式 1,702,800株
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	同左
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	同左
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	同左

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社の従業員 1名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 186名
株式の種類別のストックオプションの付与数(注)	普通株式 2,310,000株	普通株式 6,101,700株
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日

権利確定条件	平成24年1月22日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。	平成25年10月7日(以下「権利行使可能初日」といいます。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、当社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	平成24年1月22日から 平成32年1月21日まで	平成25年10月7日から 平成33年10月6日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

ストックオプション(新株予約権)の数

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年2月8日	平成22年8月20日
権利確定前(株)		
期首	15,902,700	1,567,500
付与	0	0
失効	0	0
権利確定	0	0
権利未確定残	15,902,700	1,567,500
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-
失効	-	-
権利未行使残	-	-

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年8月20日	平成23年10月7日
権利確定前(株)		
期首	2,310,000	5,388,900
付与	0	0
失効	0	359,700
権利確定	0	0
権利未確定残	2,310,000	5,029,200
権利確定後(株)		
期首	-	-
権利確定	-	-
権利行使	-	-

失効	-	-
権利未行使残	-	-

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

	平成21年度ストックオプション(1)	平成21年度ストックオプション(2)
付与日	平成22年 2 月 8 日	平成22年 8 月20日
権利行使価格(円)	625	625
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

	平成22年度ストックオプション(1)	平成23年度ストックオプション(1)
付与日	平成22年 8 月20日	平成23年10月7日
権利行使価格(円)	625	737 (注) 3
付与日における公正な評価単価(円) (注) 1	0	0

- (注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（取引事例比準法による評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。
- 2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 - 百万円
- 3 株式公開価格が737円（割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。）を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

(税効果会計関係)

第55期 (平成26年 3 月31日)	第56期 (平成27年 3 月31日)
------------------------	------------------------

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：百万円)	1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	(単位：百万円)
繰延税金資産(流動)		繰延税金資産(流動)	
賞与引当金	689	賞与引当金	658
その他	294	その他	813
小計	984	小計	1,472
繰延税金資産(固定)		繰延税金資産(固定)	
投資有価証券評価損	148	投資有価証券評価損	134
関係会社株式評価損	1,665	関係会社株式評価損	1,510
退職給付引当金	385	退職給付引当金	360
固定資産減価償却費	158	固定資産減価償却費	133
その他	34	その他	73
小計	2,391	小計	2,213
繰延税金資産小計	3,375	繰延税金資産小計	3,685
評価性引当金	1,665	評価性引当金	1,510
繰延税金資産合計	1,710	繰延税金資産合計	2,174
繰延税金負債(固定)		繰延税金負債(流動)	
その他有価証券評価差額金	200	その他有価証券評価差額金	25
繰延税金負債合計	200	小計	25
繰延税金資産の純額	1,510	繰延税金負債(固定)	
		その他有価証券評価差額金	454
		小計	454
		繰延税金負債合計	480
		繰延税金資産の純額	1,694
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	35.6%
(調整)		(調整)	
評価性引当金の増減	46.6%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3%
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.7%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	12.9%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.6%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.9%	海外子会社の留保利益の影響額等	1.7%
海外子会社の留保利益の影響額等	6.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	84.2%		

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)の施行に伴い、「復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令」(平成26年政令第151号)が平成26年3月31日に公布されたことにより、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異について、当社が使用した法定実効税率は38.0%から35.6%に変更されております。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は65百万円減少し、その他有価証券評価差額金の金額が1百万円、法人税等調整額の金額が63百万円、それぞれ増加しております。

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)の施行に伴い平成26年4月1日に開始する事業年度から、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。この結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は135百万円、繰延ヘッジ損益が4百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が48百万円、法人税等調整額が179百万円、それぞれ増加しております。

(関連当事者情報)

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千SGD)	事業の 内容	議決権 等の所有(被所有) 割合 (%)	関連 当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポール国	292,000	アセットマネジメント業	直接 100.00	資金の貸付	資金の貸付(シンガポールドル貸建)(注1)	398 (千SGD 5,059) (注2)	関係会社短期貸付金	240 (千SGD 2,940)
							貸付金利息(シンガポールドル貸建)(注1)	15 (千SGD 192)	未収収益	5 (千SGD 64)
							増資の引受(注3)	3,266 (千SGD 40,000)	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額 398百万円(5,059千SGD)の内訳は、貸付240百万円(2,940千SGD)及び返済638百万円(8,000千SGD)であります。
- Nikko Asset Management International Limitedの行った40,000,000株の新株発行増資を、1株につき1シンガポールドルで当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成25年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	15,790百万円
負債合計	1,713百万円
純資産合計	14,076百万円
営業収益	11,350百万円
税引前当期純利益	4,212百万円
当期純利益	3,096百万円

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千SGD)	事業の 内容	議決権 等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガ ポール 国	292,000	アセット マネジメ ント業	直接 100.00	資金の 貸付	資金の 貸付 (シンガ ポール ドル貨 建) (注1)	184 (千 SGD 2,059) (注2)	関係 会社 短期 貸付 金	436 (千 SGD 5,000)
							貸付金 利息 (シンガ ポール ドル貨 建) (注1)	7 (千 SGD 92)	未収 収益	7 (千 SGD 82)

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 融資枠SGD11百万、返済期間1年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
- 資金の貸付に係る取引金額184百万円(2,059千 SGD)の内訳は、貸付424百万円(5,000千 SGD)及び返済240百万円(2,940千 SGD)であります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）
三井住友信託銀行株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は平成26年12月31日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	23,832百万円
負債合計	6,549百万円
純資産合計	17,283百万円
営業収益	15,406百万円
税引前当期純利益	4,977百万円
当期純利益	3,441百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無い場合、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無い場合、記載しておりません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第55期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

該当事項はありません。

第56期(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	231円23銭	250円20銭
1株当たり当期純利益金額	2円76銭	15円74銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第55期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	第56期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	544	3,101
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	544	3,101
普通株式の期中平均株式数(千株)	196,903	196,903
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、 平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、 平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、 第1回新株予約権2,955,200株、 平成23年度ストックオプション(1) 5,388,900株	平成21年度ストックオプション(1) 15,902,700株、 平成21年度ストックオプション(2) 1,567,500株、 平成22年度ストックオプション(1) 2,310,000株、 平成23年度ストックオプション(1) 5,029,200株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第55期 (平成26年3月31日)	第56期 (平成27年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	45,531	49,265
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	45,531	49,265
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数(千株)	196,903	196,903

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

		第57期中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		13,390
金銭の信託		99
有価証券		87
未収委託者報酬		7,326
未収収益		1,121
関係会社短期貸付金		5,925
繰延税金資産		436
その他	2	2,325
流動資産合計		30,712
固定資産		
有形固定資産	1	364
無形固定資産		122
投資その他の資産		
投資有価証券		13,748
関係会社株式		21,702
関係会社長期貸付金		60
長期差入保証金		775
繰延税金資産		546
その他		0
投資その他の資産合計		36,834
固定資産合計		37,321
資産合計		68,033

(単位:百万円)

		第57期中間会計期間 (平成27年9月30日)
負債の部		
流動負債		
未払金		4,051

未払費用		4,163
未払法人税等		52
未払消費税等	3	457
関係会社短期借入金		5,997
賞与引当金		976
役員賞与引当金		115
その他		708
流動負債合計		16,521
固定負債		
退職給付引当金		1,130
固定負債合計		1,130
負債合計		17,652
純資産の部		
株主資本		
資本金		17,363
資本剰余金		
資本準備金		5,220
資本剰余金合計		5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		28,043
利益剰余金合計		28,043
自己株式		502
株主資本合計		50,124
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		310
繰延ヘッジ損益		53
評価・換算差額等合計		257
純資産合計		50,381
負債純資産合計		68,033

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第57期中間会計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日)

営業収益		
委託者報酬		33,707
その他営業収益		1,944
営業収益合計		35,652
営業費用及び一般管理費	1	32,417
営業利益		3,235
営業外収益	2	2,115
営業外費用	3	1,200
経常利益		4,150
特別利益	4	504

特別損失	5	510
税引前中間純利益		4,145
法人税、住民税及び事業税		60
法人税等調整額		1,026
中間純利益		3,058

(3) 中間株主資本等変動計算書

第57期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	25,836	25,836	68	48,351
当中間期変動額							
剰余金の配当				850	850		850
中間純利益				3,058	3,058		3,058
自己株式の取得						434	434
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計				2,207	2,207	434	1,772
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	28,043	28,043	502	50,124

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,002	88	913	49,265
当中間期変動額				
剰余金の配当				850
中間純利益				3,058
自己株式の取得				434
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	692	35	656	656
当中間期変動額合計	692	35	656	1,116
当中間期末残高	310	53	257	50,381

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法

	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(2) 金銭の信託 時価法</p> <p>(3) デリバティブ 時価法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p>
4 ヘッジ会計の方法	<p>(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。</p> <p>(3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。</p>
5 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用として処理していません。</p>

(会計方針の変更)

第57期中間会計期間
(自 平成27年4月1日
至 平成27年9月30日)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、これによる損益及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

第57期中間会計期間 (平成27年9月30日)	
1	有形固定資産の減価償却累計額 1,748百万円
2	信託資産 流動資産のその他のうち30百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
4	保証債務 当社は、Nikko Asset Management Europe Ltd がロンドン ウォール リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務6百万円に対して保証を行っております。また当社は、Nikko Asset Management Americas, Inc. がマディソンタワー アソシエイツ リミテッド パートナーシップに支払うオフィス賃借料等の債務779百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	

1	減価償却実施額	
	有形固定資産	59百万円
	無形固定資産	22百万円
2	営業外収益のうち主要なもの	
	受取利息	25百万円
	受取配当金	1,271百万円
	デリバティブ収益	816百万円
3	営業外費用のうち主要なもの	
	支払利息	63百万円
	デリバティブ費用	907百万円
	支払源泉所得税	119百万円
4	特別利益のうち主要なもの	
	投資有価証券売却益	504百万円
5	特別損失のうち主要なもの	
	特別賞与	348百万円
	割増退職金	91百万円
	役員退職一時金	64百万円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第57期中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	197,012,500	-	-	197,012,500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	109,600	704,500	-	814,100

（注）自己株式の増加は、自己株式の取得であります。

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(百万円)
		当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末	
平成21年度ストックオプション(1)	普通株式	15,902,700	-	10,282,800	5,619,900	-
平成21年度ストックオプション(2)	普通株式	1,567,500	-	587,400	980,100	-
平成22年度ストックオプション(1)	普通株式	2,310,000	-	2,310,000	-	-
平成23年度ストックオプション(1)	普通株式	5,029,200	-	290,400	4,738,800	-
合計		24,809,400	-	13,470,600	11,338,800	-

（注）1 平成21年度ストックオプション(1)、平成21年度ストックオプション(2)、平成22年度ストックオプション(1)及び平成23年度ストックオプション(1)の減少は、新株予約権の失効によるものであります。

- 2 平成21年度ストックオプション(1)5,619,900株、平成21年度ストックオプション(2)980,100株及び平成23年度ストックオプション(1)4,075,500株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月25日 取締役会	普通株式	850	4.32	平成27年3月31日	平成27年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	853百万円
1年超	3,047百万円
合計	3,900百万円

(金融商品関係)

第57期中間会計期間(平成27年9月30日)

1 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日(当中間決算日)における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額(1)	時価(1)	差額
(1) 現金・預金	13,390	13,390	-
(2) 未収委託者報酬	7,326	7,326	-
(3) 未収収益	1,121	1,121	-
(4) 金銭の信託	99	99	-
(5) 関係会社短期貸付金	5,925	5,925	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	13,819	13,819	-
(7) 未払金	(4,051)	(4,051)	-
(8) 未払費用	(4,163)	(4,163)	-
(9) 関係会社短期借入金	(5,997)	(5,997)	-
(10) デリバティブ取引(2) ヘッジ会計が適用されていないもの	(120)	(120)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	169	169	-
デリバティブ取引計	48	48	-

(1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益並びに(5) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は金融商品取引所が定める清算指数、為替予約取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 有価証券及び投資有価証券

投資信託は基準価額によっております。

(7) 未払金、(8) 未払費用並びに(9) 関係会社短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) デリバティブ取引

（デリバティブ取引関係）注記を参照ください。なお、上記金額は貸借対照表上、流動資産のその他及び流動負債のその他に含まれております。

2 非上場株式等（中間貸借対照表計上額16百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

3 子会社株式（中間貸借対照表計上額18,809百万円）及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額2,892百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の表には含めておりません。

（有価証券関係）

第57期中間会計期間(平成27年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	18,809
関連会社株式	2,892

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

（単位：百万円）

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	7,923	7,062	860
	小計	7,923	7,062	860
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	5,896	6,298	402
	小計	5,896	6,298	402
合計		13,819	13,361	458

(注) 1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式等(中間貸借対照表計上額16百万円)については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第57期中間会計期間(平成27年9月30日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	4,686	-	49	49
合計		4,686	-	49	49

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法
金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	為替予約取引 買建 米ドル	5,997	-	170	170
合計		5,997	-	170	170

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引の 種類等	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		4,550	-	148
	豪ドル		219	-	21
	シンガポールドル		738	-	57
	ユーロ		194	-	0
	香港ドル		178	-	5
	人民元		2,155	-	63
合計			8,035	-	169

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	3,071百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	9,269百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,461百万円

(ストックオプション等関係)

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

[関連情報]

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第57期中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報 ）

項目	第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	256円79銭
1株当たり中間純利益金額	15円54銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第57期中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益（百万円）	3,058
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る中間純利益（百万円）	3,058
普通株式の期中平均株式数（千株）	196,730
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成21年度ストックオプション(1) 5,619,900株、平成21年度ストックオプション(2) 980,100株、平成23年度ストックオプション(1) 4,738,800株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第57期中間会計期間 (平成27年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額（百万円）	50,381
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額（百万円）	50,381
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数（千株）	196,198

（ 重要な後発事象 ）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)に

において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成27年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行 1	1,711,958百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

1 既存の定時定額買付サービスの受益者のみの取扱いとなります。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類

平成27年 6月30日	臨時報告書
平成27年 9月15日	有価証券届出書の訂正届出書
平成27年 9月15日	有価証券報告書
平成27年 9月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年6月15日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年1月20日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PWCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型の平成27年6月16日から平成27年12月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、利回り財産3分法ファンド（不動産・債券・株式）毎月分配型の平成27年12月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

日興アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年12月4日

日興アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽 太 典 明
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 竹 内 知 明
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。